

資料 2 - 3

質問書に対する解答書及び補充資料

日中技術協力専門プロジェクト

北京消防人材養成センター設立のための
基礎調査参考資料

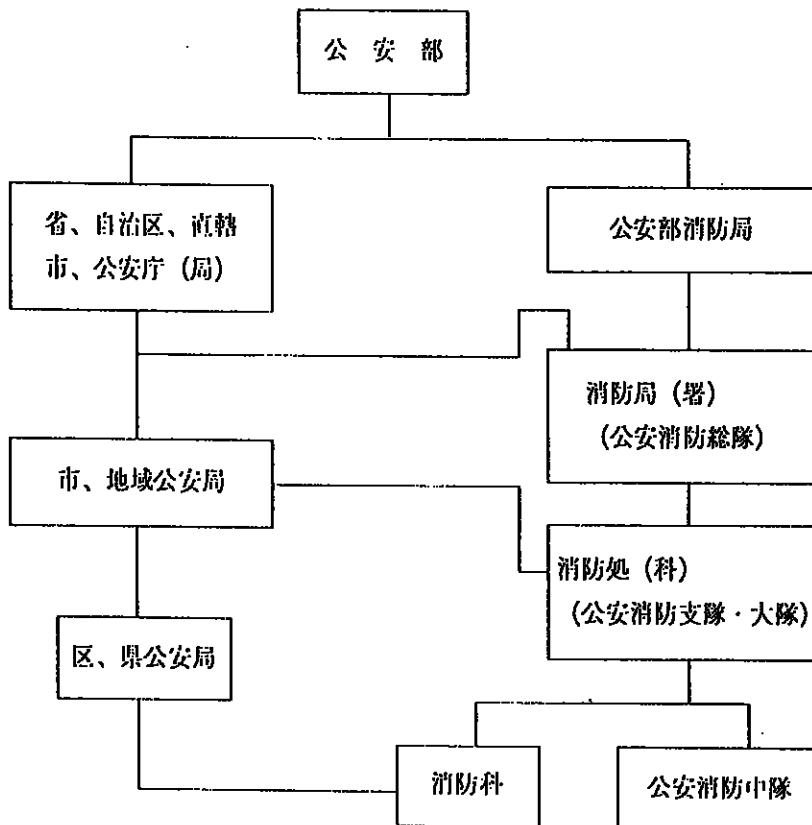
(1) 中国の消防行政について

“中国の消防事業は、国民経済及び社会の発展において重要な構成要素であり、一つの国家の近代文明の程度を図るパラメータでもあり、社会の進歩を促進する上で重要な意義を持っている”。中国はすでに、この消防事業の発展を、国民経済、社会の発展のための全体的な計画の中に組み入れており、北京市の消防事業の発展もまた、すでに北京市の発展計画の中に組み入れられている。

I. 消防行政機構の設立

中国の消防行政機構は、各レベル政府の公安機関に所属している。1984年に全国人民代表大会常務委員会によって承認され、国務院によって交付された「中華人民共和国消防条例」には、“県レベル以上の公安機関は、消防監督機構を設立して消防監督活動を行う”と規定されている。

現行の公安消防行政システムの概要を以下に図示する。



公安消防行政システム簡略図

公安消防局は、公安部が消防行政管理の職能を実施するための機構である。公安消防局の活動は、全国の消防監督、火災予防、消火救助活動の指導責任を負うこと、全国的な消防行政法規の起草、審査を指揮すること、消防業務の方針及び政策の研究の責任を負うこと、消防技術の規範及び基準を制定すること、消防上の科学技術研究及び品質の検査測定を指揮すること、消防関係者の業務及び教育研修を指導すること、消防関係の宣伝資料、情報を編集作成すること、火災の分析、統計を行うこと、消防専門技術職務の評定を指導すること、出版を予定される消防関係著書の審査を行なうこと、消防関係の国際的な交流活動を展開することなどである。

省、直轄市、自治区の（北京市を含む）消防局は、公安消防総隊ともいう。その活動は、管轄地域内での国家の消防法規、指示の実施について具体的な責任を負うこと、消防活動計画、活動目標を制定すること、また、その地域の消防法規及び方法の実施、起草、審査を指揮すること、余省、市の消防監督管理業務の指導、管理を行なうこと、火災の消火救助活動を組織、指導することなどである。

1. 中国の消防政策及び各大都市の消防活動に関する主要な計画

(1) 国家の消防活動方針：防止を主とし、防止と消火を結び付ける。

(2) 国家の消防活動の原則

- 1) 消防活動は経済建設活動を助けるものである。
- 2) 主管する者が、責任を負う。
- 3) 専門的な機関と社会全体が協力して行なう。
- 4) レベル別に管理、指揮を行ない、重点をしっかりとさえる。
- 5) 総合的な対策を採る

(3) 大都市の消防活動に関する主要な計画

國務院事務局を通して公布された『消防の改革及び発展綱領』をしっかりと実施し、主に以下の業務を行う。

- 1) 社会全体を動員して火災の予防を行い、消防活動の社会化を積極的に推進する。
- 2) 城鎮の消防上の基礎的施設建設を強化する。
- 3) 消防監督を強化する。
- 4) 消防関係の教育及び消防面での宣伝を強化する。
- 5) 様々な形の消防体制を発展させる。
- 6) 消防上の科学技術を発展させ、消防の技術装備レベルを向上させる。
- 7) 消防資金を増やす。

8) 消防事業の発展に対する指導を強化する。

2. 消防行政法令及び法令決定機関

中国の消防法規は、法律としての拘束力或いは行政的な拘束力を持つ。

消防法規の分類：

(1) 消防基本法規

1984年第6期全国人民代表大会常務委員会第5回会議によって承認され、国務院によって公布された「中華人民共和国消防条例」は、わが国の現行のあらゆる消防法規の基本となる法規である。この法規は、わが国の消防監督管理活動に対して、最高の法的効力を有するとともに、他の消防行政法規ならびに技術的規範を制定する際の依拠となる法規である。

(2) 消防行政管理法規

国務院、各関連部、委員会、地方の人民政府によって制定、公布された消防法規、規則、措置、方法、命令、指示、通告などを指す。消防基本法規の補充、具体化である。例えば、「中華人民共和国消防条例実施細則」がある。

(3) 消防技術規範

消防技術規範はかなりの専門性を持ち、それぞれ異なる行政、専門の特徴をめぐって制定されたものであって、公安消防監督管理活動の技術的領域での基本的基準、依拠として、消防行政管理法規と同等の効力を有する。

11. 中国の消防対策状況

1. 防火面

(1) 主に、技術面での防火管理、行政面での防火管理を行っている。技術面での防火管理として行われるのは、建築施工の審査、危険物の貯蔵管理、消防面での科学技術研究の指導、消防関連製品に対する技術的な監督の実施等である。行政面での防火管理として行われるのは、消防上の宣伝教育、消防監督検査の実施、火災の危険潜在的危険の改善の督促、火災事故の処理、火災の統計等である。

(2) 全民の消防意識を高め、職場での訓練を実施する。

(3) 火災原因を調査し、経験の総括を行って、防火活動の効果を高める。

(4) 各種の消防法規を制定して、消防活動に法律的依拠を提供する。

2. 消火面

消火面では、中華人民共和国公安部消防局が下達した「公安消防隊勤務条例」及び「公安消防隊消火活動条例」を確実に執行する。

III. 消防領域での全国の主要な科学研究機構及び研修機構

1. 科学研究機構

- (1) 北京市消防科学研究所。主に、地方に属する消防科学技術の開発及び応用に従事する。
- (2) 公安部上海消防科学研究所。主に、装備応用技術の研究に従事する。
- (3) 公安部天津消防科学研究所。主に、火災理論の防火応用技術及び火災分析鑑定技術を主とする総合的消防科学研究に従事する。
- (4) 公安部四川消防科学研究所。主に、国家レベルでの建築材料の品質検査試験に従事する。
- (5) 公安部瀋陽消防科学研究所。主に、火災予防科学の応用研究に従事し、国家が行う電気機器、消防通信、検出技術に関する研究の研究センターである。

2. 研修機構

- (1) 北京市消防学校。主に消防を専門とする中等専門学校<訳注：中学卒業レベルで進学する専門学校>として養成を行う。
- (2) 中国人民武装警察学院、消防工学部、消防指揮学部。大学学部、高等専門学校<訳注：高校卒業レベルで進学する専門学校>としての教育に従事する。
- (3) (天津、南京、昆明、西安)公安消防部隊指揮学校計四カ所。消防を専門とする中等専門学校としての教育に従事する。
- (4) 四川省消防学校。消防を専門とする中等専門学校としての教育に従事する。
- (5) 北京市人民警察学院、消防専攻。高等専門学校程度の消防専門教育に従事する。

わが国は消防教育を大変重視しており、中央政府から地方政府に至るまでいずれも積極的に、多種多様な消防教育活動を展開している。しかし、それでもまだ、総合的に見ると、消防教育はやや立ち遅れ、教育、養成用の設備、条件はあまり整っておらず、技術的レベルもスタート段階にあつて、今日の社会的な需要を満たすことはできていない。そこで、今後更なる向上、発展が待たれている。

(2) 北京市街、区の状況及び火災状況（全国の火災状況を含む）

1. 関連事項の統計

(1) 94年、消防特種対象の種類及び数

ホテル167、旅館3040、病院4780、劇場140、博物館、展覧館110、旧跡1232

(2) 94年、中高層建築物及び工場企業の数

中層建築物（4-9）約43000棟

高層建築物（10階以上）2600棟

燃料工場247、化学工場505、機械工場1049、電気工場462

(3) 全国及び北京市の火災に関する統計（91年から94年までの毎年の統計）

北京市91—94年の火災状況の統計

	出火件数						建築物の 焼失面積 m ²	死者数	負傷者数	直接的な経済的損失
	建築物	露天設備	交通機関	林野	その他	小計				
1991	2349	401	288	24	42	3104	14230	23	93	3507679
1992	3056	415	458	0	16	3945	17205	14	48	5712786
1993	3486	486	516	24	72	4584	21580	18	55	28098910
1994	3549	337	618	0	45	4565	15145	18	55	8053790
合計	12440	1639	1910	48	185	16192	68160	73	251	45373165

(4) 全国及び北京市の重大火災（特種建築物の火災を含む）事例

1) 92年3月2日18時、北京市のベキングダックレストランで火災発生。経済的損失263.7万元。

出火原因：電気プラグから出火。

2) 93年8月22時18分、北京市隆福大厦で巨大火災が発生し、家屋8800平方メートル及び、

大量の家電製品、衣服等を焼失。損失額は2148万元。出火原因：照明回路のショート。

- 3) 94年3月16日21時10分、北京市金城経済技術実業公司以火災が発生し、コピー機28台、各種機械設備及び部品200余种を焼失。出火原因：照明回路が車によって切断され対地ショート。
- 4) 1985年4月19日零時、ハルビン天鵝ホテルで火災発生。死者10名、負傷者7名、建物の焼失面積500平方メートル、直接の損失24.98万元。出火原因：アメリカ人宿泊客が客室で煙草を吸ったことによる
- 5) 93年2月14日13時15分唐山市林西デパートビルで火災発生。死者80名、負傷者53名、建物の焼失面積2980平方メートル、損失401.2万元。出火原因：規則に違反して電気溶接を行い、その火花によって火災発生。
- 6) 93年8月5日13時15分、深圳市安賢危険物倉庫で火災発生。死者18名、重傷者136名、爆発により建物39000平方メートル及び大量の化学品を消失、その経済的損失 2.5億。出火原因：化学物質を分別せずに貯蔵したことによる爆発
- 7) 94年11月27日13時28分、遼寧阜新新華苑ダンスホールで火災発生。死者233名、建物の消失面積303平方メートル、その経済的損失30万元。出火原因：人為、煙草。
- 8) 94年12月8日、新疆克拉玛依友誼館で火災発生、死者325名、負傷者130名、館内の装飾及び音響、電気設備などを消失し、その経済的損失は100万元。出火原因：照明器具が幕から近すぎたことで、火災発生。

II. 北京市の消防に存在する問題について

1. 存在する全体的な問題

- 1) 基礎的設備が整備されておらず、消防隊(署)の建設が遅れ、消防設備の数が少ない。
- 2) 法律がまだ完全に整っておらず、修正、整備を必要とする部分がある。
- 3) 建築物の消防設備は、新たに建築された大型の公共的建物は現行の消防規範に基づいて建てられ防火基準を満たしているが、もともとあった建物の消防設備に関しては改善が待たれている。
- 4) 消防面の科学技術の応用、普及は、近年大きな発展を見せているが、しかし必要を満たすまでにはなお距離がある。
- 5) 国民全体の消防意識、ならびに消防関係者の消防に対する知識は、近年大変高まってきてはいるが、しかし更なる向上が必要である。
- 6) 消防関係者の業務能力は更なる向上が待たれ、規範化した養成、訓練が必要である。

(3) 北京市消防局及び関係機関の概要

I. 北京市消防局

(1) 業務範囲

- 1) 個人、法人、その他の組織が消防関係の法律、法規、技術規範、基準を執行するのを監督する。
- 2) 都市の全体計画の中での消防計画の制定に参加し、計画の実施を監督する。
- 3) 消防技術規範と基準の制定を行うか或いは制定に参加する。
- 4) 消防関係製品と消防関係工事の品質を監督する。
- 5) 消防面での宣伝、教育を推進し、消防に関する知識を普及させる。
- 6) 消防面での科学技術研究成果の鑑定を指導し、消防の科学技術の発展を促進する。
- 7) 公安消防隊の建設、訓練を指揮し、その他の消防隊の建設、訓練を指導する、
- 8) 消火活動を指揮し、救難救助に参加する。
- 9) 火災原因を調査し、法に基づいて火災の責任を追究する。
- 10) 火災の統計を行う。
- 11) 法律、法規の定めるその他の職責を負う。

(2) 経費予算

1992年	5611.2 万元
1993年	5700.0 万元
1994年	5800.0 万元

北京市消防局の経費は、主に、市政府の財政から支出され、行政費、消防事業費、消防基礎建設費、研修教育費に使われる（教育経費：94年 26 万、95年 27万）。

II. 消防救済センター（指令室）

業務範囲：警報の受付け、指令、通信、指揮、及び情報の処理。

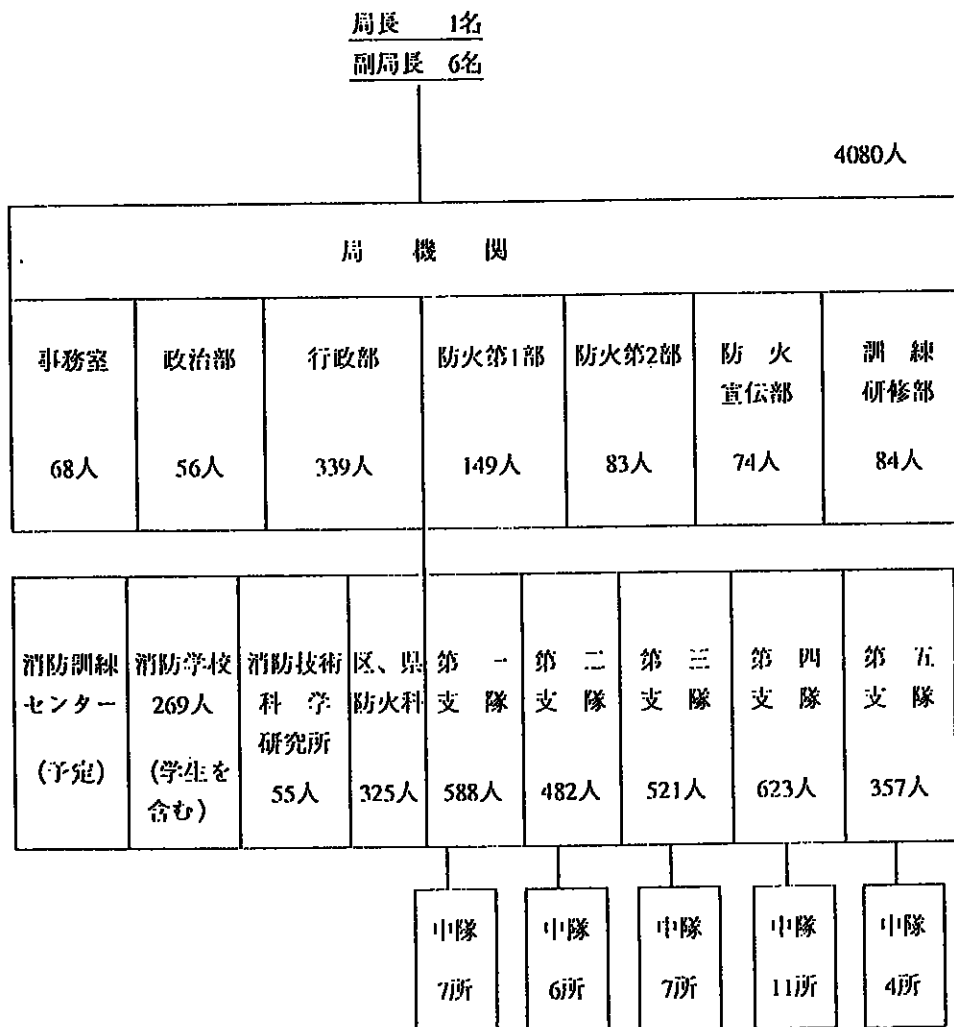
III. 消防技術研修センター

(1) 建設計画：

総建築面積は約5000平方メートルで、現在の運転教習所、20畝<訳注：1畝は6.667アール>に建設予定。計画はすでに北京市政府に申請されており、許可を待っている。

(2) 予算措置：上からの支出及び研修費用の徴収

北京市消防局の機構図



(4) 北京市の消防対策

1. 建築物の許可業務、現場調査、火災原因調査の実施状況について

1. 消防局所轄の建築物、危険施設、その他の消防対象施設に対する許可状況

(1) 業務内容：1) 都市の計画的建設に対し意見を出すこと。

2) 新たな建設工事、拡張工事に対しては、消防面の設計の審査許可を経てはじめて、市政府都市建設委員会によって建設許可証が発給される。

3) 危険物の生産、貯蔵、輸送に対して消防検査を行い、検査に合格したものに合格証を発行する。

(2) 許可数：面積は3000万平方メートルに達し、その内約400が比較的大型の工事。

(3) 主管部門及び人員数：防火技術監督処、建築診査科22人（各区、県の消防科には更に専門の建築検査人員が置かれている）。

(4) 存在する問題：一部の技術規範には、先進国の技術規範との相違点を見られるため、交流、及び修正が待たれる。

II. 現場調査の実施状況（防火検査）

業務内容：

- 1) 消防活動方針の徹底状況ならびに消防関係の法律、法規、規則の執行状況、及び、団体の消防規則制度の実施状況
- 2) レベルごとの防火責任制、職場の防火責任制の実施状況
- 3) 消防組織づくりの状況
- 4) 消防設備及び器材の管理、配置状況
- 5) 通常の消防安全管理活動の状況
- 6) 潜在的火災の危険性及びその改善状況など

主管部門：防火第1部、各県の支局の防火科。 人数：474人

存在する問題：歴史的な原因で、様々な部分に残されてきた火災の危険が比較的多い。

III. 火災原因調査の実施状況

すでに明らかな損失をもたらすに至った火災は、いずれも調査しなければならない。主管部門である火災調査科は、火災の通報を受けた時点で消火部隊とともに出動し、速やかに火災現場の資料を掌握する。

問題：技術的難度が比較的高く、原因不明の場合もある。

(5) 北京市の消防分野の人材養成

1. 北京市消防局員の研修状況

1. 北京市消防局員は、主に北京市消防学校と地方の大学の卒業生である。北京市消防学校の卒業生は、半年前後の実習を受けた後、それぞれ基層の職場へ配置されて業務に付く。その他、地方に属する大学からも専門の人材を募集するが、これは短期間の訓練を経て、基

層の職場へ配置され技術的な職務に就く。

2. 北京市消防局は、実情に基づいて、不定期に、防火検査人員、建築物審査人員、火災原因調査人員、基層の消火指揮者ならびに消火人員に対し、研修を行う。社会的な発展に対応するため、一部新製品、新技術の応用を研修課題に、特別の研修も行う。
3. 現在、研修は主に消防局の業務部門によって組織、実施されているが、今後は、研修センターが統一的に計画し、それに各部門が呼応して実施する。

11. 北京市消防学校の概要

(1) 人員の状況

北京市消防学校には、現在109名の職員がいるが、そのうち専門(職)の教師が24名、行政人員が85名(学校レベル、部レベルの行政幹部、学生中隊責任者、教務補助者)となっている。

講師12名

エンジニア3名

助手4名

(2) 施設規模

北京市消防学校は1986年7月に創立され、現在北京市朝陽区南豆各庄にある。市の中心部から約20キロに位置し、敷地は90000平方メートル。現在、授業用の校舎、生活用の宿舍とも比較的古くなっており、また交通の便もあまりよくないので、別に建設することを計画している。

- (3) 北京市人民警察学院、消防学部は、毎年必要に応じて学生の募集を行っている。1984年から現在までに5クラスを設置し、約150名に対して教育を行った。現在も1クラスの教育を行っている。

- (4) 社会の発展に応じて、北京市消防局は、不定期に、各企業の消防責任者、固定消防施設操作人員、消防工事の施工管理人員、危険物貯蔵倉庫管理人員に対して消防面での研修、教育を行っているが、その研修内容はその業務の種類によって設定される。

(6) 消防分野での人材養成をめぐる課題及び計画

I. 協力の目的

1. 北京市の消防専門従事者の内部研修体制を整備し、各種専門分野での業務水準を向上させる。
2. 北京市の、各種の消防に関わる職場人員の消防知識養成体制を整え、社会全体の消防管理状況を改善する。
3. 北京市に共同で、消防技術研修、交流基地を設置することで、中日両国の消防界の技術交流に長期的な活動の基地を提供し、また、国内のその他の地域との、乃至国際間での消防上の学術交流、人材の養成に良好な条件を提供する。

II. 協力の形式

1. 日本側が専門家を派遣して、業務上の指導ならびに学術交流を行う。
2. 中国側が業務の中心的人员を日本に派遣して、研修、学習を行わせ、日本の消防上の経験を学ばせて、業務レベルの向上を図る。
3. 中国側が機構を設立し、人員を配備して、場所を提供し、日本側が必要となる授業、訓練用の器材を提供して、共同で北京市消防研修センターを設立する。
4. 日本側が研修用教材を提供し、中国側の（専門的）業務関係者と共同で、わが国の消防の状況に適合した教材を編集する。

III. 協力課題

1. 消火技術。特に特種火災の消火救助技術。
2. 消防隊員に対する業務訓練方法及び手段。
3. コンピューターの消防業務管理への応用技術。
4. 火災原因の分析ならびに鑑定技術。
5. 消防検査の手順、方法、及び手段。
6. 消防関係製品の品質に対する監督検査技術、及び手段。
7. 消防立法、消防宣伝、消防教育等の面での情報交換。
8. 消防の通信指令システムの保護、及び技術開発。

IV. 協力の実施方案

1) 実施団体の名称

北京市消防技術研修センター

2) 組織機構

研修センターには、主任委員会、及び業務部を設ける。

主任委員会を決定機関として、主任1名、副主任若干名をおく。

業務部は、主任委員会の指導を受け、行政部、総務部、教務部の合わせて3部を設ける。

教員は、消防学校の教員を中心に、必要に応じて消防局の各業務部門の専門的人員を招聘する。

3) 予算

上級レベルからの支出、及び研修費用の徴収

表2 北京市1991年—1994年の火災原因統計表

年度\原因	放火	電気	安全規定違反	煙草	生活上の不注意な火気取扱	火遊び	自然発火	その他	原因不明	合計
1991	360	670	546	422	646	255	40	25	140	3,104
	11.6%	21.6%	17.6%	13.6%	20.8%	8.2%	1.3%	0.8%	4.5%	100%
1992	355	873	797	541	789	324	44	25	197	3,945
	9%	22.1%	20.2%	13.7%	20%	8.2%	1.1%	0.6%	5%	100%
1993	421	1,104	875	526	1,063	349	29	37	182	4,584
	9.2%	24.1%	19.1%	11.5%	23.2%	7.6%	0.65%	0.8%	4%	100%
1994	620	1,187	776	575	955	165	87	91	109	4,565
	13.6%	26%	17%	12.6%	20.9%	3.6%	1.9%	2%	2.4%	100%
総計	1,756	3,834	2,994	2,064	3,453	1,098	200	178	628	16,198
	10%	23%	18%	12%	21%	6%	1%	1%	3%	100%

表3 1991年～1993年全国の火災状況

年度	出火件数	死者	負傷者	損失 (万円)	出火原因																											
					放火	電気	安全規定違反	煙草	生活上の不注意な火気取扱	火遊び	自然発火	その他	不明	出火件数	全体に占める割合	出火件数	全体に占める割合															
1991	45167	2105	3771	52158.8	4850	9126	6919	5582	9593	5257	887	574	2371	5.3	4850	10.7	9126	20.2	6919	15.3	5582	12.4	9593	21.2	5257	11.6	887	2.0	574	1.3	2371	5.3
1992	39391	1937	3388	69025.7	4063	8694	6153	4935	7924	4258	793	471	2100	5.3	4063	10.3	8694	22.1	6153	15.6	4935	12.5	7924	20.1	4258	10.8	793	2.0	471	1.2	2100	5.3
1993	38073	2378	5937	111650.3	3469	9374	6168	4270	7536	3824	300	386	2246	5.9	3469	9.1	9374	24.6	6168	16.2	4270	11.2	7536	19.8	3824	10.0	300	2.1	386	1.0	2246	5.9

中日专项技术合作建立北京消防

培训中心基础调查参考资料

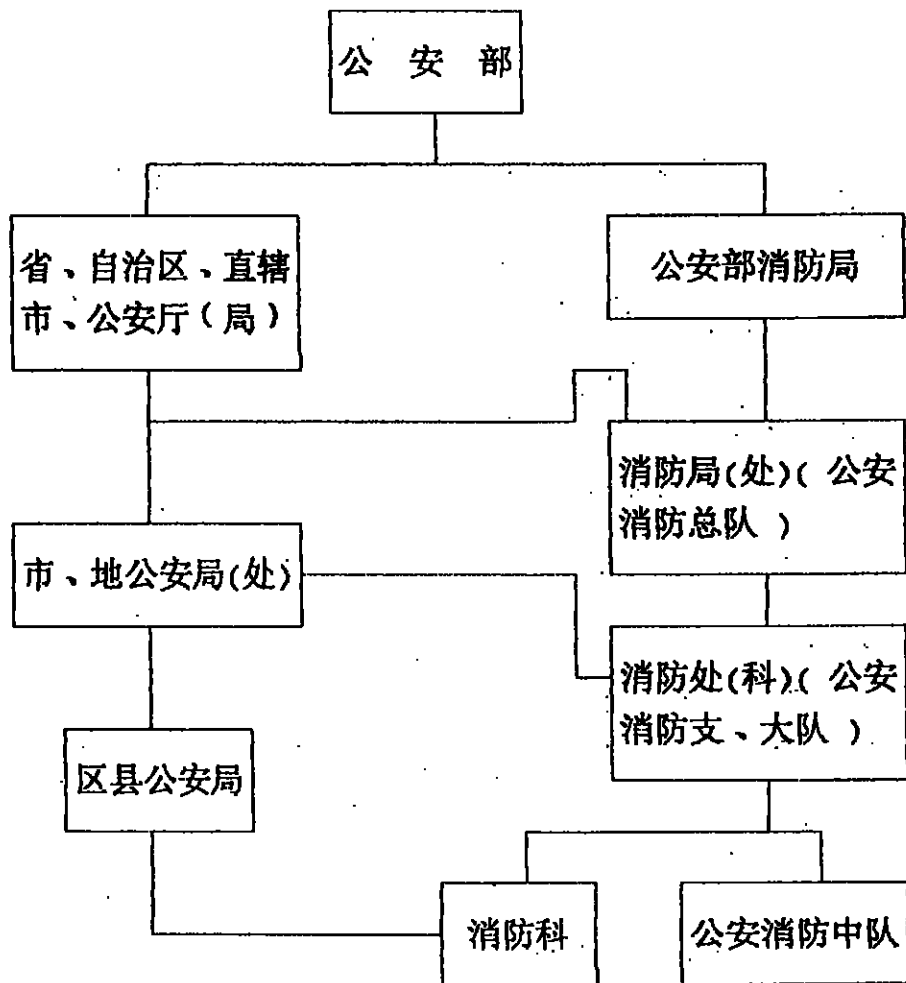
(一)关于中国的消防行政

“中国的消防事业，是国民经济和社会发展的重要组成部分，是衡量一个国家现代文明程度的标志之一，对促进社会进步有着重要意义。”中国已将消防事业的发展纳入国民经济和社会发展的总体规划。北京市的消防事业发展也已经纳入北京市的发展规划之中。

1、消防行政机构的设立

中国的消防行政机构隶属于各级政府的公安机关。1984年全国人大常委会批准、国务院公布的《中华人民共和国消防条例》中规定，“县级以上公安机关设立消防监督机构，负责消防监督工作。”

现行公安消防行政系统大体如下图所示



公安消防行政系统简图

公安部消防局是公安部实施消防行政管理的职能机构。它负责指导全国消防监督、火灾预防和扑救工作；组织草拟、审查全国性消防行政法规；负责研究消防工作的方针和政策；制定消防技术规范和标准；组织消防科学技术研究和质量检测；指导队伍的业务建设和教育培训工作；编制消防宣传资料和情报；进行火灾分析和统计；指导消防专业技术职务的评定工作；审查准备出版的消防著作；开展国际消防交流活动等。

省、直辖市、自治区（包括北京市）消防局又称公安消防总队。具体负责在本辖区内贯彻执行国家的消防法规、指示，制定消防工作规划和工作目标，并组织实施、草拟、审查地方性消防法规和办法，指导（领导）全省、市的消防监督管理工作，组织与指挥火灾扑救工作等。

1. 中国消防政策及各大城市消防活动重大计划政策方面；

(1) 国家消防工作的方针：预防为主、防消结合。

(2) 国家消防工作的原则：

① 消防工作为经济建设服务

② 谁主管，谁负责

③ 专门机关和全社会相结合

④ 分级管理、分级指挥、确保重点

⑤ 综合治理等

(3) 各大城市消防活动重点计划方面

贯彻国务院办公厅转发的《消防改革与发展纲要》主要做好以下几项工作：

① 动员全社会预防火灾，积极推进消防工作的社会化；

② 加强城镇消防基础设施建设；

③ 加强消防监督；

④ 加强消防教育和消防宣传；

⑤ 发展多种形式的消防队伍；

⑥ 发展消防科技和提高消防技术装备水平；

⑦ 增加消防资金投入；

⑧加强对消防事业发展的领导。

2. 消防行政法令及决定法令的机构

中国的消防法规具有法律或行政的约束力。

消防法规分类：

(1) 消防基本法规

1984年第六届全国人民代表大会常务委员会第五次会议批准的，国务院公布的《中华人民共和国消防条例》，是我国现行的所有消防法规中的基本法规。它在我国消防监督管理活动中具有最高的法律效力，并为制定其它消防行政法规和技术规范提供依据。

(2) 消防行政管理法规

是指国务院，各有关部委、地方人民政府制定颁发的消防法规规章、措施、办法、命令、指示、通告等。是消防基本法规的补充和具体化。如《中华人民共和国消防条例实施细则》

(3) 消防技术规范

消防技术规范具有较强的专业性，是针对不同的行业、专业特点制定的，是公安消防监督管理活动在技术领域内的基本标准和依据，与消防行政管理法规具有同等效力。

2、中国消防对策情况

1. 防火方面

(1) 主要采取技术性防火管理和行政性防火管理。技术性管理主要包括：建筑施工审核，危险品仓储管理，组织开展消防科研，对消防产品进行技术监督等。行政管理主要包括：消防宣传教育，进行消防监督检查，督促整改火险隐患，处理火灾事故，进行火灾统计等。

(2) 提高全民的消防意识，开展岗位培训。

(3) 查明火灾原因，总结经验，提高防火工作力度。

(4) 建立各种消防法规，供消防工作有法可依。

2. 灭火方面

在灭火方面，认真贯彻执行中华人民共和国公安部消防局下发的《公安消防队执勤条令》和《公安消防队灭火战斗条令》。

3、全国消防领域主要科研机构和培训机构

1. 科研机构

(1)北京市消防科学研究所。主要从事地方性的消防科技开发与应用工作。

(2)公安部上海消防科学研究所。主要从事装备应用技术研究工作。

(3)公安部天津消防科学研究所。主要从事火灾理论工程防火应用技术和火灾分析鉴定技术为主综合性消防科研工作。

(4)公安部四川消防科学研究所。主要从事国家级建筑材料质量检验测试工作。

(5)公安部沈阳消防科学研究所。主要从事火灾预防科学的应用研究工作，是国家研究电器、消防通讯、探测技术的研究中心。

2. 培训机构

(1)北京市消防学校。主要进行消防专业中专学历培训工作。

(2)中国人民武装警察学院消防工程系和消防指挥系，从事大学本科和专科学历教育工作。

(3)（天津、南京、昆明、西安）公安消防部队指挥学校共4所，从事消防专业中专学历教育工作。

(4)四川省消防学校。从事消防专业中专学历教育工作。

(5)北京市人民警察学院消防专业，从事大专程度消防专业教育。

总之，我国对消防教育十分重视，从中央到地方政府都积极开展多种形式的消防教育活动。但目前，总体说来，消防教育状况还是比较落后的，教育培训的设备和条件还是较差，技术水平处于起步阶段，还不能适合当前社会的需要，有待于继续提高、发展。

(二)北京市街、区情况以及火灾情况（包括全国火灾情况）。

1、有关事项的统计

(1). 94年消防特殊对象的种类及数量

饭店167、旅馆3040、医院4780、剧场140、
博物、展览馆110、古迹1232

(2). 94年中高层建筑以及工厂企业的数量

中层（4—9）约43000栋

高层(10层以上)2600栋

燃料厂:247 化工厂:505

机械厂:1049 电气工厂:462

(3).有关全国及北京市的火灾统计(自91年到94年的每年的统计)

北京市91—94年火灾情况统计

	起火件数						建筑 物燃 烧面 积 m ²	死 亡 人 数	受 伤 人 数	直接经济 损失(元)
	建 筑	露天 设施	交通 工具	林 野	其它	小 计				
1991	2349	401	288	24	42	3104	14230	23	93	3507679
1992	3056	415	458	0	16	3945	17205	14	48	5712786
1993	3486	486	516	24	72	4584	21580	18	55	28098910
1994	3549	337	648	0	45	4565	15145	18	55	8053790
合计	12440	1639	1910	48	185	16192	68160	73	251	45373165

(4).全国以及北京市的重大火灾(含特殊建筑物的火灾)事例

- ① 92年3月2日18时,北京和平门烤鸭店发生火灾,经济损失263.7万元,起火原因:电路插头打火;
- ② 93年8月22时18分,北京隆福大厦发生特大火灾,烧毁房屋8800m²及大量民用电器、服装等,损失2148万元,起火原因:照明线路短路;
- ③ 94年3月16日21时10分,北京金城经济技术实业公司发生火灾,烧毁复印机28台,各种机械设备及配件200余种,起火原因:照明线路被汽车刮断造成对地短路;

- ④ 1985年4月19日零点，哈尔滨天鹅饭店发生火灾死10人、伤7人，烧毁建筑500m²，直接损失24.98万元，起火原因：美国客人在客房吸烟所致；
- ⑤ 93年2月14日13时15分，唐山市林西百货大楼起火，死80人、伤53人，烧毁建筑2980m²损失401.2万元，起火原因：违章电焊火花引起火灾；
- ⑥ 93年8月5日13时15分，深圳安贸危险品仓库发生火灾，死18人、重伤136人，炸毁建筑面积39000m²和大量化学物品，经济损失2.5亿，起火原因：化学物品混储引起爆炸；
- ⑦ 94年11月27日13时28分，辽宁阜新艺苑舞厅发生火灾，死233人，烧毁建筑面积303m²经济损失30万元，起火原因：人为点火吸烟；
- ⑧ 94年12月8日，新疆克拉玛依友谊馆发生火灾死325人、伤130人，烧毁馆内装修及音响、电气设备等经济损失100万元，起火原因：照明灯具距幕布太近，引起火灾。

2、有关北京市消防所存在的问题

1.总体上存在的问题

- ①基础设施还不完善，队（站）的建设滞后，消防设备数量少；
- ②法制还不完全配套，有些地方还有待修改、完善；
- ③建筑物的消防设施，新建的大型公共场所是按现行消防规范建的，符合防火要求。原建筑的消防设备有待改善；
- ④消防科学技术的应用与普及，近年来有很大发展，但距要求还有差距；
- ⑤全民消防意识与各种消防人员的消防知识的普及，近来有很大发展，仍需进一步提高；
- ⑥与消防有关人员的业务素质仍然有待提高，需规范化的培训。

(三)北京市消防局及有关机构的概要

1、北京市消防局

(1).业务范围

①监督个人、法人和其他组织执行消防法律、法规，技术规范和标准的状况；

②参与城市总体规划中的消防规划编制、监督规划的执行；

③编制或者参与编制消防技术规范和标准；

④监督消防产品和消防工程的质量；

⑤推动消防宣传、教育、普及消防知识；

⑥组织鉴定和推广消防科学研究成果，推动消防科学技术的发展；

⑦领导公安消防队、指导其他消防队的建设和训练；

⑧组织指挥灭火，参加抢险救灾；

⑨调查火灾原因，依法追究火灾责任；

⑩统计火灾；

⑪法律、法规规定的其他职责。

(2).经费预算

1992年 5611.2万元

1993年 5700.0万元

1994年 5800.0万元

北京市消防局的经费来源主要由市政府财政拨款，这些经费用于行政费、消防事业费、消防基建费、培训教育费。〔教育经费94年26万、95年27万〕

2、消防救灾中心（调度室）

业务范围：接警、调度、通讯、指挥以及信息处理。

3、消防技术培训中心

(1).建设计划：

建筑总面积约5000m²，拟建地点：现驾校，占地20亩，计划已报北京市政府，待批。

(2).预算措施：上级拨款与收取培训费。

北京市消防局机构图

局长 1人

副局长 6人

4080人

局 机 关						
办 公 室 68人	政 治 部 56人	行 政 处 339人	防 火 一 处 149人	防 火 二 处 83人	防 宣 传 火 处 74人	战 训 处 84人

消 防 培 训 中 心 (特 定)	消 防 学 校 269人 (含 学 员)	消 防 技 术 科 研 所 55人	区 县 防 火 科 325 人	第 一 支 队 588人	第 二 支 队 482人	第 三 支 队 521人	第 四 支 队 623人	第 五 支 队 357人
--	---	--	-----------------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

中
队
7
所

中
队
6
所

中
队
7
所

中
队
11
所

中
队
4
所

(四)北京市消防对策

1、关于建筑物的批准业务，现场调查、火灾原因调查的实施情况。

1.对消防局所管的建筑物、危险设施、其它消防对象设施的批准情况

(1)业务内容：①对城市规划建设提出意见；

②新建、扩建工程的消防设计进行审核批准后，

才可由市政府城市建设委员会发放建设许可证；
③对生产、储存以及运输危险品进行消防检查，经检查合格后发合格证。

(2)批准数：面积达3000万平方米，其中较大工程约400项。

(3)主管部门以及人员数：防火技术监督处，建审科22人。（各区县消防科还有专职建审人员）

(4)存在的问题：某些技术规范与国际上发达国家的技术规范存在不同点，有待交流与修改。

2. 现场调查实施情况（防火检查）

业务内容：

①贯彻消防工作方针和执行消防法律、法规、规章情况，以及单位消防规章制度落实情况；

②落实逐级防火责任制和岗位防火责任制情况；

③消防组织建设情况；

④消防设施和器材管理配置情况；

⑤经常性的消防安全管理工作情况；

⑥火险隐患和整改情况等。

主管部门：防火一处，各分局防火科，人数：474人。

存在问题：由于历史的原因，各不同部位遗留下的火险隐患较多。

3. 火灾原因调查实施情况

已经造成明显损失的火灾都要调查，作为主管部门的火查科，在接到报警时与灭火队伍同时出动，及时掌握火灾现场的资料。

问题 技术难度较大，有一部分原因不明。

(五)北京市消防领域的人才培训

1. 北京市消防局工作人员的培训状况

1.北京市消防局工作人员主要来源于北京市消防学校和地方高等院校的毕业生。北京市消防学校的毕业生，经过半年左右的时间实习，分配到各基层单位工作。此外，还从地方性高等院校招收一些专业人材，经短期时间训练，分配到基层单位，从事技术工作。

2.北京市消防局根据实际情况，不定期地对防火检查人员，建

审人员，火灾原因调查人员，基层灭火指挥员和战斗员进行培训。为适合社会发展的需要，针对一些新产品、新技术的应用，也进行专门课题的培训。

3. 目前，培训实施主要由消防局业务部门进行组织；以后，将由培训中心统一安排，各部门配合实施。

2、北京市消防学校概要

(1). 人员状况

北京市消防学校现有工作人员109人，其中专业（职）教师24人，行政人员85人（其中包括校、处行政领导、学员中队领导及教勤战士）

讲师12人

工程师8人

助讲4人

(2). 设施规模

北京市消防学校成立于1986年7月，现址位于北京市朝阳区南豆各庄，距市中心约20公里，占地90000平方米，目前教学和生活用房比较陈旧，加上交通不太方便，正在计划另行建设。

(3)、北京市人民警察学院消防系，每年按需要进行招生。从1984年至今共办五个班，约150人，现仍有一个班。

(4)、根据社会发展的需要，北京市消防局不定期地对各企业消防负责人，固定消防设施操作人员，消防工程施工管理人员，危险品仓储管理人员进行消防培训教育，其培训内容按工作种类而设定。

(六)消防领域培训人材所设立的课题及计划

1、合作目的

1. 完善北京市消防专业队伍的内部培训机制，提高各种专业的业务水平。

2. 完善北京市各种与消防有关岗位人员的消防知识培训机制，改善整个社会消防管理状况。

3. 在北京市共同合作建立消防技术培训与交流基地，为中日两国消防界的技术交流提供长期活动基地，为国内其它地区、乃至国际

消防学术交流，人才培养提供良好条件。

2、合作形式

- 1.由日方派出专家，进行业务指导与学术交流。
- 2.由中方派出业务骨干人员赴日进修、学习，了解日本的消防经验，提高业务水平。
- 3.中方建立机构、配备人员、提供场所。日方提供必要的培训教学与训练的器材，共同建立北京市消防培训中心。
- 4.由日方提供培训教材，与中方（专业）业务人员共同编写适合我国消防状况的教材。

3、合作课题内容

- 1.灭火战术，尤其是特殊火灾的扑救技术。
- 2.消防员业务训练方法与手段
- 3.计算机在消防业务管理上的应用技术。
- 4.火灾原因分析与鉴定技术。
- 5.消防检查的程序、方法与手段。
- 6.消防产品质量监督检测技术及手段。
- 7.消防立法、消防宣传、消防教育等方面情况交流。
- 8.消防通讯调度指挥系统维护与技术开发。

4.合作实施方案

①实施单位名称

北京市消防技术培训中心

②组织机构

培训中心设主任委员会和业务部

主任委员会为决策机构，设主任1人，副主任若干人。

业务部接受主任委员会领导。共设行政部、总务部、教务部三个部门。

教员以聘用消防学校教员为主也视需要聘用消防局各业务部门的专业人员。

③预算实施

由上级拨款和收取培训费

表二 北京市1991年——1994年火灾原因统计表

年度\原因	放火	电器	违反安全规定	吸烟	生活用火不慎	玩火	自燃	其他	原因不明	合计
1991	360	670	546	422	646	255	40	25	140	3,104
%	11.6%	21.6%	17.6%	13.6%	20.8%	8.2%	1.3%	0.8%	4.5%	100%
1992	355	873	797	541	789	324	44	25	197	3,945
%	9%	22.1%	20.2%	13.7%	20%	8.2%	1.1%	0.6%	5%	100%
1993	421	1104	875	526	1063	349	29	37	182	4,584
%	9.2%	24.1%	19.1%	11.5%	23.2%	7.6%	0.65%	0.8%	4%	100%
1994	620	1187	776	575	955	165	87	91	109	4,565
%	13.6%	26%	17%	12.6%	20.9%	3.6%	1.9%	2%	2.4%	100%
总计	1756	3834	2994	2064	3453	1098	200	178	628	16198
%	10%	23%	18%	12%	21%	6%	1%	1%	3%	100%

表三

1991年—1993年全国火灾情况

年份	起数	死人	伤人	损失 (万元)	起火原因																	
					放火		电气		违反安全规定		吸烟		生活用火不慎		玩火		自燃		其它		不明	
					起数	所占比例	起数	所占比例	起数	所占比例	起数	所占比例	起数	所占比例	起数	所占比例	起数	所占比例	起数	所占比例	起数	所占比例
1991	45167	2105	3771	52158.8	4850	10.7	9126	20.2	6919	15.3	5582	12.4	9593	21.2	5257	11.6	807	2.0	574	1.3	2371	5.3
1992	39391	1937	3386	69025.7	4053	10.3	8694	22.1	6153	15.6	4935	12.5	7924	20.1	4259	10.8	1793	2.0	471	1.2	2100	5.3
1993	38073	2378	5937	111650.3	3469	9.1	9374	24.6	6168	16.2	4270	11.2	7536	19.8	3824	10.0	800	2.1	306	1.0	2246	5.9

補充資料

一 建築設計防火審査批准

1993年～1995年1月～10月までの統計によると、許認可した重点建設工事は1354件、その内1993年が444件、1994年530件、1995年から現在まで380件。批准された1354件の中で公共施設が482件、住宅518件、工業関係354件。

二 予防査察：予防査察については企業の自主査察を主とし、消防局は状況に応じてぬき取り査察を行う。重点企業は定期的に自主査察を実施すると共に、消防局は毎月、各企業の状況を把握し、毎年一回全面査察を実施する。

三 火災原因調査：

火災原因不明の主な原因は火災現場に残された遺留物が燃え尽きてしまったり、消失するなどして物証を入手出来ないのでは証拠物件不足により原因をつきとめることが出来ない。

現在の問題点：①火災原因調査の専門職者の人数不足、特に、各県・局消防科に専門職者がいない。

②現在の調査員の現場踏査を物証分析のレベルが低く、業務レベルの向上を計らなくてはならない。

③北京市は鑑定技術設備が不足している。大多数の証拠物件の鑑定には瀋陽、天津などの国の鑑定機関に持ち込まなければならない。

四 消防製品品質検定：

消防製品は防火、消火、火災に即座に対応する各種設備、装備、器材と材料。

北京市消防製品品質監督検定ステーションは以下の状況で設立された；

1. 公安部からの要求
2. 中国の品質監督体系は国レベルと地方レベルの2段階に分けられ、国の機関でぬき取り検査がゆき届かないものは地方で検査を実施する。また、毎年地方に対し品質監督ぬき取り検査の任務を割り当てる。
3. 北京で生産、販売、修理を行う（消防製品の）企業は、約300軒、市に委託し抜き取り検査をしなければいけない。消防安全訓練の規定により、消防製品検

北京市特殊建築物統計表 (棟)

分類 年度	ホテル	旅館	病院	劇場	博物館、 展覧館	古跡
1990	148	2750	4360	125	102	1232
1991	153	2795	4402	131	103	1232
1992	159	2834	4498	134	106	1232
1993	162	3012	4512	137	108	1232
1994	167	3040	4780	140	110	1232

北京市中、高層建築物統計表 (棟)

分類 年度	中層建築 (4-9階)	高層建築 (10階以上)
1990	29,150	1,705
1991	32,612	1,915
1992	35,822	2,150
1993	39,138	2,348
1994	43,000	2,600

北京市工場別統計表

分類 年度	燃料工場	化学工場	機械工場	電気工場	その他
1990	247	505	1049	462	3631
1994	247	505	1049	462	3521

北京市人民警察学院消防学科カリキュラム計画表

類別	番号	カリキュラム	時間配分	
			時間数	比率
基礎課	1	哲学	70	30.5%
	2	中国革命史	70	
	3	中国特設社会主義理論	50	
	4	人民警察道德修養	40	
	5	消防応用作文	80	610
	6	応用数学	100	
	7	化学	100	
	8	英語	100	
専攻基礎課	9	憲法	60	36%
	10	刑法学	60	
	11	治安管理処罰条例	40	
	12	消防法規	80	720
	13	公安学概論	60	
	14	電気工学、電子学	100	
	15	燃烧学	100	
	16	コンピュータ基礎	120	
	17	軍事体育	100	
専攻課	18	電気防火	60	33.5%
	19	建築防火	60	
	20	石油化学工業防火	60	
	21	消防給水と消火施設	60	
	22	消防検定	50	670
	23	消防通信	60	
	24	火災原因調査	70	
	25	消防施設	60	
	26	消防管理	60	
	27	消防安全システム工学	50	
	28	消火戦術	80	
総計	28課程	2000		
	職場を離れ、2年半学習に従事			

北京市消防学校
消火指揮学科カリキュラム及び時間配分表

類別	番号	カリキュラム	時間配分	
			時間数	%
基礎課	1	国語	140	30.4 (760)
	2	弁証唯物主義理論	60	
	3	中国の特色ある社会主義 建設概論	60	
	4	数学	240	
	5	化学	140	
	6	体育	120	
専攻基礎課	7	法学概論	80	24.0 (600)
	8	消防管理概論	80	
	9	燃焼学	120	
	10	工学製図	120	
	11	建築学基礎	120	
	12	軍事訓練	80	
専攻課	13	消火技能訓練	160	32.8 (820)
	14	消火技術装備	140	
	15	火災現場給水	120	
	16	消防通信	80	
	17	消火戦術	200	
	18	末端行政管理	60	
	19	消火執勤備戦(?)	60	
選択課	20	防火技術	80	6.4 (160)
	21	初級参謀業務	40	
	22	教学訓練方法	40	
実習週	23	実習4週間	160	6.4 (160)
総計		職場を離れ、全寮制の2年半	2500	

有关补充材料

一、建筑设计防火审批：

据1993年—1995年1月—10月统计，共批准重点建设工程1354项，其中1993年444项，1994年530项，1995年至今380项。在已批准的1354项中，公共建筑482项，住宅建筑518项，工业建筑354项。

二、防火检查：

一般单位自检为主，消防局根据情况进行抽查。重点单位在定期自检基础上，消防局人员每月了解情况，每年全面检查一次。

三、火灾原因调查：

火灾原因不明主要是由于火灾现场遗留物烧尽或消失，无法提取物证，造成证据不足，无法定因。

目前，火灾原因调查方面存在的主要问题：一是缺少专门人员，特别是各分局消防科没有专门人员；二是现有人员现场勘查和物证分析的水平还不够高，业务素质有待提高；三是北京市缺乏有关鉴定技术设备，大多数物证鉴定工作需要送到沈阳、天津等国家级鉴定机构。

四、消防产品质量监督检测：

消防产品应包括防火、灭火和火灾应急的各种设备、装备、器材和材料。

北京市消防产品质量监督检测站是依照下列情况设立的：1、公安部要求地方设站；2、中国质量监督体系分为国家和地方两级，国家抽检不到的，责令地方抽检，并每年给地方下达质量监督抽检任务；3、北京市地方生产、销售、维修消防产品企业（约300家）需要委托本市抽检。

根据消防安全培训的规定，需要对消防产品检验维修人员进行岗位技术培训。

1990年以来北京市消防局消防培训班统计表 (1)

序号	名称	主要教学内容	期数 (人数)	主办单位	培训对象
1	建筑设计防火审核培训班	40学时 1、建筑与防火 2、城市规划及建筑防火管理 3、建筑设计防火审核法规与方法	3期 共150人	防火二处	本局和分县局消防科防火监督人员, 建筑设计院设计人员。
2	化学危险物品管理培训班	40学时 1、有关危险品管理法规 2、易燃、易爆物品的火灾特性 3、化学危险物品防火管理和灭火措施	6期 共250人	防火二处	化学危险物品工厂、仓库防火管理人员、保管员、贮运员等
3	火灾原因调查培训班	80学时 1、燃烧原理 2、火灾现场勘察 3、火灾技术鉴定 4、火灾调查报告 5、火灾现场勘察的仪器设备	全国性的2期、北京市的3期, 共计200人	防火二处	北京及全国部分省市消防部门专职火因调查人员
4	消防控制室人员培训班	60学时 1、建筑与火灾 2、火灾自动报警装置 3、固定式灭火装置 4、有关消防法规标准	9期 共630人	北京消防协会	宾馆、饭店、公共场所等消防控制室人员
5	灭火战术研讨班	60学时 1、灭火战术原则 2、灭火应用战术 3、现代化消防通讯调度指挥 4、消防技能训练	3期 共150人	战训处	消防局各支队、中队及企事业专职消防队指挥人员

接上页 (2)

序号	名称	主要教学内容	期数 (人数)	主办单位	培训对象
6	企事业单位法人、消防管理人员培训班	40学时 1、消防法规概述 2、火灾分析 3、防火检查 4、灭火基本知识	11期 共880人	防火一处 分县局消防科	宾馆、饭店、公共场所、企业等法人代表和单位防火负责人
7	特种消防车司机培训班	30学时 1、日援特种消防车的性能 2、特种消防车的操作使用方法	2期 共60人	行政处	本局特种消防车驾驶员和车管人员
8	火灾统计分析培训班	20学时 1、有关火灾统计的法规 2、火灾统计分析的基本方法	2期 共110人	办公室	分县局消防科和各中队火灾统计人员
9	消防产品检验维修人员培训班	20学时 1、有关消防产品管理法规 2、消防产品检验与维修方法	1期 共50人	防火二处	各消防产品生产、维修、销售企业质检人员

**北京市人民警察学院
消防专业课程设置计划表**

类别	序号	课 程 设 置	时 间 分 配	
			时 数	比 例
基 础 课	1	哲 学	70	30.5%
	2	中 国 革 命 史	70	
	3	中 国 特 设 社 会 主 义 理 论	50	
	4	人 民 警 察 道 德 修 养	40	
	5	消 防 应 用 写 作	80	61.0%
	6	应 用 数 学	100	
	7	化 学	100	
	8	英 语	100	
专 业 基 础 课	9	宪 法	60	8.6%
	10	刑 法 学	60	
	11	治 安 管 理 处 罚 条 例	40	
	12	消 防 法 规	80	
	13	公 安 学 概 论	60	72.0%
	14	电 工 电 子 学	100	
	15	燃 烧 学	100	
	16	计 算 机 基 础	120	
17	军 体	100		
专 业 课	18	电 气 防 火	60	33.5%
	19	建 筑 防 火	60	
	20	石 油 化 工 防 火	60	
	21	消 防 给 水 与 灭 火 设 施	60	
	22	消 防 检 测	50	67.0%
	23	消 防 通 讯	60	
	24	火 灾 原 因 调 查	70	
	25	消 防 设 施	60	
	26	消 防 管 理	60	
	27	消 防 安 全 系 统 工 程	50	
	28	灭 火 战 术	80	
总 计		28门课程、全脱产2.5年	2000	

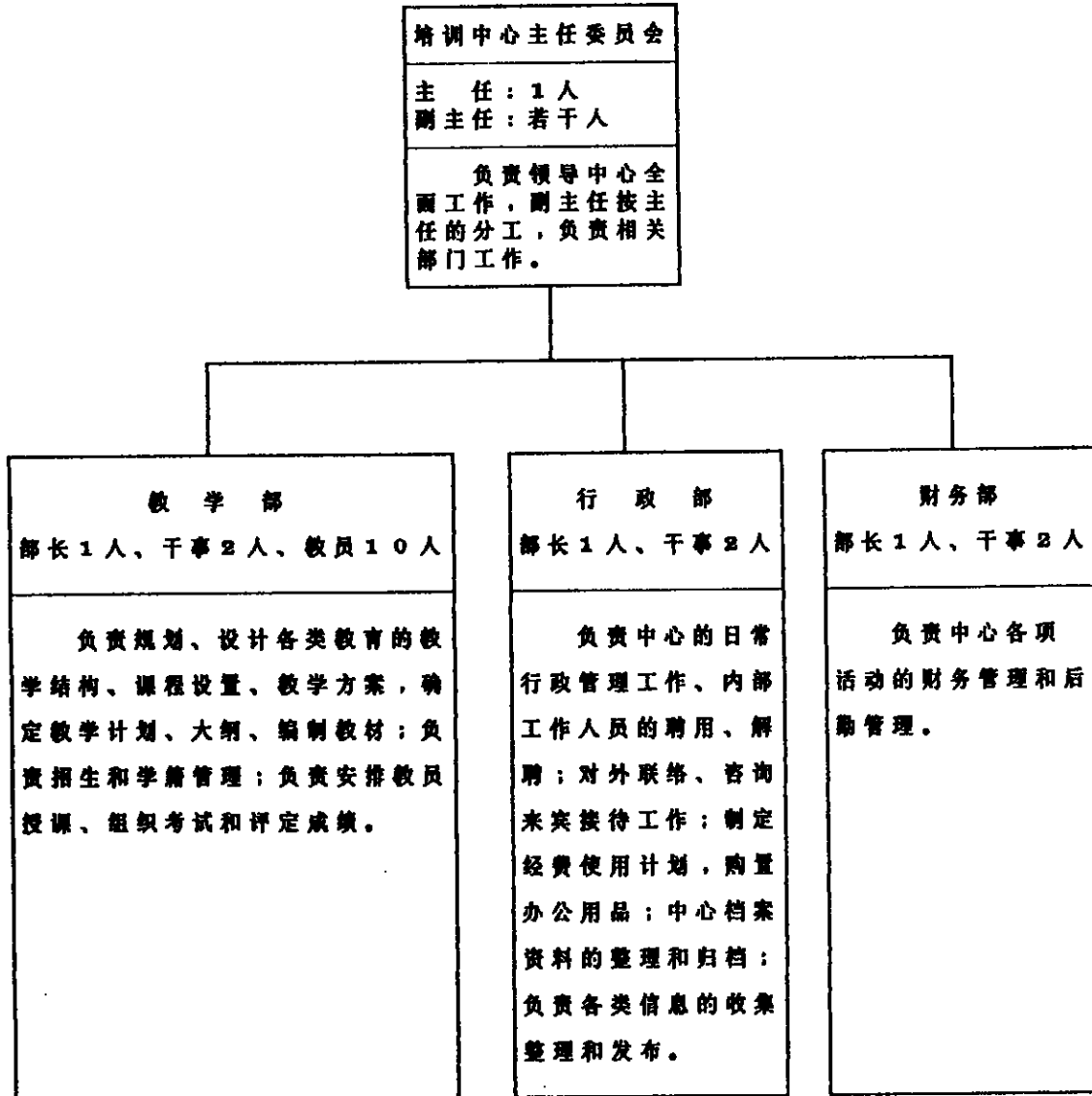
北京市消防学校
灭火指挥专业课程设置及时间分配表

类别	序号	课 程 设 置	时 间 分 配	
			时数	%
基 础 课	1	语 文	140	30.4 (760)
	2	辩证唯物主义理论	60	
	3	建设有中国特色的社会主义概论	60	
	4	数 学	240	
	5	化 学	140	
	6	体 育	120	
专 业 基 础 课	7	法学概论	80	24.0 (600)
	8	消防管理概论	80	
	9	燃烧学	120	
	10	工程制图	120	
	11	建筑学基础	120	
	12	军事训练	80	
	13	灭火技能训练	160	
	14	灭火技术装备	140	
	15	火场供水	120	
	16	消防通讯	80	
	17	灭火战术	200	
专 业 课	18	基层行政管理	60	32.8 (820)
	19	灭火执勤备战	60	
	20	防火技术	80	
	21	初级参谋业务	40	
选 修 课	22	教学训练方法	40	6.4 (160)
	23	专项实习、时间4周	160	6.4 (160)
总 计		全脱产住校学习2.5年	2500	

北京市消防学校
防火管理专业课程设置及时间分配表

类别	序号	课程设置	时间分配		
			时数	%	
基 础 课	1	语 文	140	30.4	
	2	辩证唯物主义理论	60		
	3	建设中国特色的社会主义概论	60		
	4	数 学	240		
	5	化 学	140		
	6	体 育	120		
专 业 基 础 课	7	法学概论	80	24.0	
	8	消防管理概论	100		
	9	燃烧原理学	120		
	10	工程制图	120		
	11	建筑学基础	100		
	12	军事训练	80		
	13	建筑防火技术	140		32.8
	14	电气防火技术	120		
	15	企事业防火技术	100		
	16	消防技术装备	120		8.0
	17	火灾调查与统计	120		
	18	防火检查业务	100		
选 修 课	19	消防给水	120	6.4	
	20	灭火技能训练	40		
	21	灭火技术	80		
	22	消防宣传	40		
实 习 周	23	专项实习时间4周	160	6.4 (160)	
总 计		全脱产住校2.5年	2500		

北京消防培训中心组织机构设置
(草案)



資料 2 - 4

北京市消防人材養成センター授業計画（草案）

北京消防養成訓練センター授業計画（草案）

公安部、労働部からの「消防安全養成訓練活動の展開に関する通知」に基づいて消防安全養成訓練活動を制度化、日常化、規範化させるために当市の実情に合わせた本計画を制定する。

一、養成訓練の目的と要求

改革開放の必要に呼応し、首都経済建設の順調な発展及び国家と国民の生命・財産の安全を確保し、火災による危害を防止・減少させるために、理論と実際を結び付け原則に沿った養成訓練を実施する。その対象者は：企業、機関、団体の法人代表、防火責任者；消防管理者；消防工事の設計施行、保守管理要員及び固定消防施設の操作員；引火起爆し易い物品の倉庫管理者；消防製品検定、修理者；デパート、ホテル、公共娯楽施設のマネージャー・従業員に対しそれぞれ系統的な消防安全養成訓練を行う。政府機関、企業、事業法人、全職員労働者そして全国民の消防安全意識を強化し、消防安全知識を向上させ、各自の消防安全責任と任務を明確にし、担当職務、持ち場における当然知っているべき又出来るべき消防知識を掌握させ、“証明書を取得し任務につく”運動を達成していく。

二、養成対象者と期間

（一）管理班

管理班養成訓練対象者は北京にある全ての企業、事業所、政府機関の法人代表と主な責任者。期間は毎日8時間の10日間。

北京市消防局が直接管轄している職場及び重大火災の発

生ずる恐れの大い会社の法定代表人に対しては市が直接養成訓練を実施し、其の他は各県・区が主催していく。

(二) 技術班

1、専任（兼任）の防火要員，期間は毎日8時間の15日間。

2、建築（消防）工事設計、施行，取付け（保守点検）要員，固定消防施設管理者，消防製品検査修理要員，期間は毎日8時間の15日間。

3、起爆しやすい物資の倉庫保管者、ホテル従業員、デパート・スーパーの店員、娯楽施設の管理員、3スタンド（LPG、ガソリン、ガス）の従業員，期間は毎日8時間の15日間。

三、カリキュラム設置及び時間配分

詳細は「各種要員消防安全教育養成訓練カリキュラム表」を参照。

四、試験及び証明書発行

各期の養成訓練対象者に対し期間終了前にそれぞれ試験を実施、合格者には消防安全養成訓練修了書を発行し、証明書とする。

別紙 「各種要員消防安全教育養成訓練カリキュラム表」

法定代表人、防火責任者
 消防安全教育カリキュラム表(80時間)

番号	授業内容	時間	備考
1	消防管理活動概述	1 2	
2	消防法規概述	1 2	
3	火災分析	8	経験紹介を含む
4	予防査察業務	2 4	見学を含む
5	消火基本知識	2 0	試験を含む
6	修了試験	4	

10日間の講習を通して法定代表人、防火責任者に担当職務の消防責任と防火、消火の基本知識を掌握させる。そして法を理解し、責任を認識させ、予防査察の実施、潜在する火災要因の改善と初期火災消火が行えるようにする。

専任(兼任)防火幹部(保安要員含む)

消防安全教育養成訓練カリキュラム表(120時間)

番号	授業内容	時間	備考
1	消防管理概述	12	
2	消防法規概述	12	
3	火災原因調査と統計	20	
4	予防査察業務	24	見学を含む
5	消防書類管理	4	
6	火災現場避難誘導知識	4	
7	初期火災消火知識	20	
8	消火技能訓練	24	実地訓練を含む
9	修了試験	4	
<p>15日間の講習を通して専任(兼任)の防火要員に基本的な防火、消火知識と一般的な消防管理方法を掌握させ、消防宣伝、査察、潜在する火災要因の発見・改善を実行し、消防器材の保守点検ができ、一般の職員労働者による初期火災消火が行えるようにする。</p>			

建築(消防)設計、施行取付け(修理)要員
 消防安全教育養成訓練カリキュラム表(116時間)

番号	授業内容	時間	備考
1	消防管理概述	8	
2	消防法規概述	8	
3	火災分析	8	経験紹介を含む
4	建築防火知識	32	実習を含む
5	電気防火知識	24	実習を含む
6	消防施設	24	見学を含む
7	消火原理	8	実地訓練を含む
8	修了試験	4	

15日間の講習を通して受講者の担当職務、持ち場に必要
 な消防知識を掌握させ、法を理解し責任を認識し、予
 防査察、潜在する火災要因の改善、消火器具を使用して
 の初期火災消火が行えるようにする。

固定消防施設操作要員と消防製品検査修理要員
 消防安全教育カリキュラム表(100時間)

番号	授業内容	時間	備考
1	消防管理概述	8	
2	消防法規概述	8	
3	火災分析	8	経験紹介を含む
4	消防施設操作技能	32	見学、実習を含む
5	消防製品検査と 修理方法	32	実習を含む
6	消火原理	8	実地訓練を含む
7	修了試験	4	

引火し易い倉庫の管理者、
 3スタンド(LPG、ガソリン、ガス)従業員
 消防安全教育養成訓練カリキュラム表 (132時間)

番号	授業内容	時間	備考
1	消防管理概述	1 2	
2	消防法規概述	1 2	
3	火災原因分析と調査	8	見学を含む
4	引火、起爆し易い 物品の防火知識	3 2	
5	消防器材の配置	1 6	見学と実習を含む
6	消防技能訓練	1 6	実地訓練を含む
7	消火知識	3 2	実地訓練を含む
8	修了試験	4	

ホテル従業員、デパート・スーパーの従業員、
 娯楽施設管理者
 消防安全教育養成訓練カリキュラム表 (132時間)

番号	授業内容	時間	備考
1	消防管理概述	1 2	
2	消防法規概述	1 2	
3	火災分析	3 2	見学を含む
4	消防器具の使用方法	3 2	実習を含む
5	火災現場避難誘導 知識	1 6	
6	初期火災消火知識	1 6	
7	消火技能訓練	8	実地訓練を含む
8	修了試験	4	

北京消防培训中心教学计划

根据公安部、劳动部《关于开展消防安全培训工作的通知》要求，为使消防安全培训工作制度化、经常化、规范化，结合我市实际，制定本计划。

一、培训目的与要求

为适应改革开放的需要，保卫首都经济建设顺利进行以及国家和人民生命财产的安全，防止、减少火灾危害，本着理论联系实际、重点突出的原则，对企业单位，机关、团体的法人代表，防火负责人；消防管理人员；消防工程的设计施工，维护人员和固定消防设施的操作人员；易燃易爆物品的仓库管理人员；消防产品检测，维修人员；商场、宾馆、饭店、公共娱乐场所的经理、服务人员分期分批进行系统规范的消防安全培训，强化国家机关企事业单位，广大职工及全民的消防安全意识，提高消防安全知识水平，使其明确自身的消防安全责任和任务，掌握本职、本岗位及应知应会的消防知识，达到持证上岗所需求的标准。

二、培训对象、期限

(一)管理班

管理班培训对象指在京所有企事业单位，国家机关的法人代表和单位的主要负责人。培训时间为10天，每天8个学时。

市消防局直管单位及易发生重大火灾单位的法定代表人由市里直接培训，其它由县区组织培训。

(二)技术班

1、专(兼)职防火人员，训期为15天，每天8小时。

2、建筑(消防)工程设计、施工，装(维护)人员，固定消防

设施管理人员，消防产品检验维修人员，训期为15天，每天8小时。

3、易燃物资仓库保管员、宾馆饭店服务员，商场、市场营业员，娱乐场所管理员，三站（液化石油气站，汽车加油站，煤气站）工作人员，训期为15天，每天8小时。

三、课程设置及时间分配

（详见《各类人员消防安全教育培训课程表》）

四、培训考核与发证

对每期培训对象，每期培训结束前均举行考试，成绩合格者，发给消防安全培训结业证，作为持证上岗的凭证。

附《各类人员消防安全教育培训课程表》

法定代表人、防火负责人消防安全教育培训课程表（80学时）

序 号	授课内容	课 时	备 注
1	消防管理工作概述	12	
2	消防法规概述	12	
3	火灾分析	8	含经验介绍
4	防火检查业务	24	含参观
5	灭火基本知识	20	含试验
6	结业考试	4	
<p>通过10天学习，使法定代表人，防火负责人基本掌握本职的消防责任和一些防火、灭火的基本知识，达到懂法、知责，会组织防火检查，整改重大火险隐患和扑救初起火灾。</p>			

专（兼）职防火干部（含保安人员）消防安全教育

培训课程表（120学时）

序 号	授课内容	课 时	备 注
1	消防管理概述	12	
2	消防法规概述	12	
3	火灾原因调查与统计	20	
4	防火检查业务	24	含参观
5	消防档案管理	4	
6	火场疏散知识	4	
7	初期火灾扑救知识	20	
8	灭火技能训练	24	含演练
9	结业考试	4	
通过15天的学习，使专（兼）职防火人员掌握基本的防火、灭火知识和一般消防管理的方法，能进行消防宣传、检查、发现整改火灾隐患，会保养使用消防器材，会组织群众扑救初起火灾。			

建筑（消防）工作设计、施工

装（维）修人员消防安全教育培训课程表（116学时）

序 号	授课内容	课 时	备 注
1	消防管理概述	8	
2	消防法规概述	8	
3	火灾分析	8	含经验介绍
4	建筑防火知识	32	含实习
5	电气防火知识	24	含实习
6	消防设施	24	含参观
7	灭火原理	8	含演练
8	结业考试	4	
<p>通过15天的学习，使参训人员基本掌握本职本岗位的应知应会的消防知识，做到懂法知责，会检查、整改火灾隐患，能使用灭火器具扑救初起火灾。</p>			

固定消防设施操作人员和消防产品

检验维修人员消防安全教育培训课程表（100学时）

序号	授课内容	课时	备注
1	消防管理概述	8	
2	消防法规概述	8	
3	火灾分析	8	含经验介绍
4	消防设施操作技能	32	含参观实习
5	消防产品检验与维修方法	32	含实习
6	灭火原理	8	含演练
7	结业考试	4	

易燃仓库管理员、三站工作人员

消防安全教育培训课程表（132学时）

序号	授课内容	课时	备注
1	消防管理概述	12	
2	消防法规概述	12	
3	火灾原因分析与调查	8	含参观
4	易燃、易爆物品防火知识	32	
5	消防器材配置	16	含参观实习
6	消防技能训练	16	含演练
7	灭火知识	32	含演练
8	结业考试	4	

宾馆饭店服务员、商场市场营业员、娱乐场所

管理员消防安全教育培训课程表（132学时）

序号	授课内容	课时	备注
1	消防管理概述	12	
2	消防法规概述	12	
3	火灾分析	32	含参观
4	消防器具的使用方法	32	含实习
5	火场疏散知识	16	
6	初起火灾扑救知识	16	
7	灭火技能训练	8	含演练
8	结业考试	4	

北京市消防人材養成センター設立に係る教育
課程許可書

北京市社会力量办学许可证

(朝) 成社教字 140 号 团

名称: 北京消防培训中心

办学地址: 消防学校内

负责人: 苏白明

办学形式: 短期、函授

办学内容: 消防培训



发证机关:

一九九五年十月十三日

北京市社会力量办学许可证年检表

	年检机关: (章) 年 月 日 年检机关: (章) 年 月 日
	年检机关: (章) 年 月 日 年检机关: (章) 年 月 日

北京市社会力量办学许可证 (副本) 团

(朝) 成教社字 359 号

名称: 北京消防培训中心

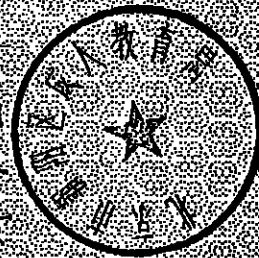
负责人: 苏何明

学校地址: 南豆各庄消防学校内

批准时间: 一九九五年十月

办学形式: 短期 面授

办学内容: 消防培训






发证机关

发证日期: 一九九五年十月十三日

培训中心汇报材料之二

北京消防培训中心印章图样

法人代表：苏向明	北京消防培训中心
	
北京消防培训中心 财务专用章	北京消防培训中心 钢 印
	

資料 2 - 6

中国側要請書（平成7年追加）

プロジェクト方式技術協力要請案件調査表

国名

経済協力局技術協力課

プロジェクト名	(和文) 北京消防技術訓練セミナー (英文)
相手国側実施機関	(和文) 北京市消防局, 北京消防訓練センター (英文)
	協力拠点地域: 北京市 主要都市からの距離:
同所(主) 官庁名	(和文) 北京市人民政府 (英文)
同事業概要 (同機関の位置付け、 権限、事業内容、年間 予算額等)	北京市消防局に所属する専業消防隊員 4000人あり、XS 技術者 290人(上級エンジニア 30人、 エンジニア 120人)も有る。
要請背景	人口の過密、ビルの高層化、地下鉄の普及により、消防技術の向上は不可欠。また、商業区 繁華街には、人口が集中し、交通も混乱しているため、大規模な発生が可能性大である。 一方、近代的な設備の採用、無償資金協力により北京市消防整備計画を実施したこ とに伴い、職員の技術向上を図る必要がある。
要請目的	消防技術養成訓練セミナーを設け、日本の先進的の技術をとり入れ、消防隊員の 技能を高めるとともに、他の都市にも波及させる。 ・ 消防戦術及び技術訓練 ・ 消防管理監督者技術 ・ 火災原因調査・分析鑑定技術 ・ 消防用設備の保守・検定技術 ・ 消防管理に不可欠なコンピュータ技術 ・ 消防指令システムの保守・開発技術 ・ 燃焼発生時の機材の操作・メンテナンス技術 ・ 情報交流
希望する専門家の人数・分野	上記内容に対して専門家と若干名希望。
希望するJICA-ART研修の人数・分野	合計 25人 ・ 消防戦術と訓練技術、消防設備技術、消防管理監督者技術 ・ 原因分析鑑定技術 その他
機材供与(主要品目、金額 等詳細に)	視聴覚教育関連設備、防犯訓練用設備、消防管理技術設備 その他(消防防具指導等)
無償資金協力要請の有無 無償不採択の場合	(有) <input checked="" type="checkbox"/> (有)の場合 - (総額 _____ : 機材 _____、建物 _____) (建物、施設) 手当て可、一部可(_____ は手当て可)、不可

問 運 事 項	拠点となる施設の状況	[イ. 既存施設の利用 又は <u>ロ. 新規施設の建設</u>]
	おつた-ハート、予算確保状況 (要すれば先方に要確認)	消防訓練センターの建設に 1,000 万円の予算を計画。
	我が方の協力との関係	無償資金協力のほか、消防車両 及び 消防救急センター システム設備を供与
問 運 事 項	第三国・国際機関からの協力の有無及びその内容	なし。
	国家開発計画における位置	開発計画名 (北京 国共経済と社会発展 10年計画と 第8次5年計画: 1991年~1995年) 〈消防改革の発展計画〉は、消防教育訓練制度を充実させる必要を打出し、 国共経済発展に
	従 先 期 位	(大使館) 件 中 位。 (先方) 件 中 位
大 使 館 の 意 見 (協力の妥当性、留意事項等も含む)		重要性は理解できるもの。 ① 建設予定の北京消防、訓練センターの建設進捗状況。 ② 本年10月完成予定の短期専門家の選定 を踏まえて、検討を行う必要がある。

プロジェクト方式技術協力要請表

一、プロジェクト名称

北京消防訓練センター

二、中国側要請機関

北京市人民政府

三、中国側相当機関

北京市消防局

四、実施場所

北京消防訓練センター（北京市消防局自動車教習所）

五、プロジェクト要請の背景及び目的

消防行政はわが国の国民経済建設と社会発展の重要な安全確保であり、国民の生命・財産の安全を火災から守り、正常の仕事熱心をめざす社会的公益事業である。わが国で政府及び社会各方面に高度的に重視されている。

都市建設の迅速的發展に従って、人口の過密化や商品の集中化及び高層ビルや地下街の増加へと転換を図るとともに、消防防災の任務はさらに重くなり、消防行政は都市の建設と管理において、地位が日一日に重要になってきている。

北京市は中華人民共和国の首都で、わが国の政治、文化、科学技術交流の中心地であり、総面積は16,800km²で、その内企画市街区2,380km²と幅広い農村、山間地帯を含め、行政区域が10区8県あり、総人口が1,000万余を有する大都市である。現在高層ビルが2,600棟あり、地下構造物の使用面積が100万m²近くで、大規模の貴重な文化遺産も有する。特に商業サービス地域及び繁華街地域において人口が過密し、建物が集中し、家屋が並びつらなり、街筋が狭くて、交通が混雑する現状であるので、大規模火災の発生可能性もある。北京市の消防行政を一層向上させるのは全国各大都市にとって典型的意味を持っている。

近年以来、北京市消防局の職員は4,000人余を有するに至った。その内技術者は290人（上級エンジニア30人、エンジニア120人）である。その他、北京市は自衛消防隊員2,564人、義務消防隊員77万人、各企業の防火管理者5万人余も有する。北京市政府と消防機関はたゆまない努力を図って、消防科学技術と広報訓練が一層効率的な推進をとげている。しかしながら、近代的な消防用設備及び消防装備を採用したこと及び中日両国政府間の合作した無償資金協力による北京市消防整備計画を実施したことに伴い、消防隊員の業務資質と技術レベル更に高める必要があり、その関する人材育成や訓練面で

も多くの推進することも存在している。

1、各級の指揮者と消防隊員はまだ近代的消防車両や資器材を活用する能力が不足であり、特に高層ビルや地下街、石油・ガスステージ等の都市特有の特異火災に対する消火活動が適応していない。

2、予防担当技術員の監督管理レベルはまだ高くなく、近代化大都市の消防安全に応じる消防科学技術が欠けて、北京市消防安全を確保する需要に応じていない。

3、企業において、防火管理に関する従業員の業務監督は実際の需要に応じていない。

4、市民に対して火災予防意識や知識の普及啓蒙及び防災行動力の育成指導はまだ充実していない。

5、消防業務技術の訓練において、体制、機構、手段、施設等を強化する面ではまだ顕著に不足している。

このような状況下にあつて、北京市は消防訓練センターの整備を準備している。訓練センターの任務としては、①消防局の職員に向けて訓練体制を完備する。即ち消防職員に技術を修得させるための再教育訓練である。②社会に向けて消防安全の教育訓練の体制を完備する。即ち社会上で防火管理の方に基準化の訓練、公衆に消防知識の普及等を行う。

これら諸背景を踏まえ、我々は日本国無償資金協力によるプロジェクトを成功させた基礎の上で、一層プロジェクト方式技術協力を開発し、共通に全中国で一流のレベルもモデル化も持つ北京消防訓練センターを作ろうと希望する。

このプロジェクトについて、近期開発目標は①無償資金援助による消防通信と消防車両の設備を一層役割を果たすための人材育成と技術交流の展開を推進していくこと。②北京市消防防災管理のレベルを高めるための必要な訓練と交流を行うこと。③必要な施設、設備及び教育・職員、教科書も含めて、北京消防訓練センターを完成することである。

このプロジェクトの最終開発目標は①人材育成と技術交流を通じて、日本の先端的な消防技術及び成功した経験を導入し、北京市民サービスの向上を図る。②長い期間に消防の人材育成と技術交流を行う基地を作り、北京市ばかりでなく、全国各地方の消防事業の発展に、中日両国の消防友好交流の展開に貢献を申し上げることである。

六、実施内容

日本から専門家の派遣と北京からの研修員を受入の形及び必要な訓練用施設設備の配置を通じて、以下の八方面の訓練内容について合作実施を推進する。

1、警防戦術及び技術訓練である。■特異火災を消火する技術■消防隊員の

技能訓練方法、手段

2、予防管理監督及び技術である。■建築同業及び石油・危険物保安 電気安全に関する予防管理監督技術■都市の消防安全のための法律法令と技術基準 ■共用場所と住宅の安全のための消防技術■自動火災報知装置・消火設備及び建築内部装飾材料の防炎化等応用技術。

3、火災原因調査・分析鑑定技術

4、消防用設備の質を検定する技術及び手段。

5、消防管理に應用する業務用コンピューター系技術

6、消防指令システムの保安及び開発技術

7、無償案件供与の消防特殊車両の操作及びメンテナンス技術。

8、消防法律の立法・消防広報宣伝・防火教育等についての情報交流。

七、協力期間

1997年～2000年

八、日本側供与の必要な設備と資機材

(一) 視聴覚教育の設備

1、撮影及び編集設備。

2、庁内テレビ放送システム設備。

3、外国語教育設備

4、自動車教習模擬設備

5、多ユーザーコンピュータシステム(8端末)

(二) 警防訓練用設備

1、消火模擬装置。

2、煙り体験装置。

3、地震体験装置。

4、耐熱訓練装置。

5、露出型訓練観察監視装置。

6、救助技術訓練用装置。

7、体力養成用訓練及びモニター装置。

(三) 予防管理技術設備

1、消防用設備実演装置。

2、燃焼現象試験装置。

3、火災原因鑑定・分析実演装置。

(四) その他

1、消防防災指導車。

2、専門家及び教官を送迎する通勤の車。

九、専門家派遣要請の実務面及び人数

若干名の長期・短期専門家に北京では技術講習及び交流を来ていただきたい。

- 1、警防戦術及び技能訓練。
- 2、消防装備技術。
- 3、建築同意、石油・危険物、電気に関する予防管理監督技術。
- 4、火災原因分析及び鑑定技術。
- 5、消防用設備の質に対する監督及び検定の技術。
- 6、自動火災報知設備及び消火設備の技術。
- 7、特殊消防車両の操作及びメンテナンスの技術。
- 8、建物内部装飾材料防火の技術。
- 9、消防指令システムの運用及び保守。
- 10、コンピュータ応用の技術。

十、研修員の派遣計画（25人）

- | | |
|-------------------------|----|
| 1、警防戦術及び技能訓練 | 3人 |
| 2、消防装備技術 | 2人 |
| 3、建築、石油・危険物、電気の予防管理監督技術 | 6人 |
| 4、火災原因分析、鑑定技術 | 2人 |
| 5、消防用設備の監督及び検定技術 | 2人 |
| 6、自動火災報知設備及び消火設備技術 | 2人 |
| 7、建物内部装飾材料防火の技術。 | 2人 |
| 8、コンピュータ応用の技術 | 2人 |
| 9、消防広報宣伝及び教育 | 2人 |
| 10、消防指令技術 | 2人 |

十一、日本側との資金協力関係

日本国無償資金援助による北京消防救災センター案件の以外に、その他の資金協力の関係は無。

十二、第三国及び国際機構との協力関係

無。

十三、本プロジェクトは国家発展中の地位

國務院に批准伝達された中国「消防改革及び発展要旨」と北京市消防事業発展企画は、消防訓練センターを成立させる要求があった。本プロジェクトは北京市と全国の消防訓練業務に推進する作用がある。優先程度については、国家の「消防改革及び発展要旨」は明確に消防教育訓練制度を完備するのが必要を提出した。「北京市国民経済と社会発展の十年企画及び

第八番目五年計画要旨は明確に消防救災能力を強化する全体要項を提出した。北京市は既に「消防事業発展企画」と「北京市消防改革及び発展要旨」を定めた。消防訓練センターは北京市消防事業改革及び発展の重要な内容の一つであり、優先地位で、国家公安部消防局の重視と支持を得ている。

緊急程度については、目下わが国の経済建設の速度を強化することに伴い、北京市の都市建設は国際化及び近代化・総体化に進んでいる。多くの新製品、新設備、新技術、新材料が大量的に出てきて、火災発火源が増えて、消防行政は責任が重くなって、予防管理監督及び消火活動や救助技術のレベルも高める緊迫感があるので、切実に1993年度には完成した日本政府無償資金協力の「北京市消防整備計画」の基礎の上で、このプロジェクトを推進し、一層の優れた効果を取れよう。

十四、国内実施資金（措置状況）付与及び金額

北京市人民政府は消防訓練センターの建設に1,000万人民元の予算を計画している。

十五、協力場所の施設及び完備程度

協力場所は北京市大興県にある元消防局自動車教習所に選んでいる。あそこは訓練センターに足りる土地と良い環境条件を提供できる。

十六、中国側の参与する制度と管理及び専門技術と通訳（翻訳）者の状況

北京市消防局において、独立の訓練センター機構を設置し、関係技術者、管理従業員、通訳者を有し、訓練業務展開の需要に満足する。

十七、協力関係の資料準備及び付属文書

- 1、国务院办公厅に伝達された「公安部の消防改革及び発展要旨通知」（国办発[1995]11号）
- 2、北京市消防事業建設企画
- 3、公安部・労働部の「消防安全訓練の仕事の展開に関する通知」（公通字[1994]100号）
- 4、北京市公安局・北京市労働局の「公安部労働部の消防安全訓練の仕事の展開に関する通知の伝達」（京公消字（95）459号）

十八、他の部門と分野に及ぶ影響

北京は中華人民共和国の首都であり、北京市消防救災技術レベルを高めて、全中国各大都市消防技術レベルを高めるのに大いに先駆的な役割を果たすことができる。本プロジェクト方式技術協力は中日両国間の消防技術交流及び合作活動を長期間に促進していき、中日両国消防者の間の往來と

友好を一層推進していこう。これを基礎として、北京地区における消防技術者の人材優勢を發揮し、北京地区及び華北地区、全国にも及んで消防救災の知識を広報普及し、予防と警防技術を広めて、共同で全人類の消防事業にサービスするため、一流レベルを持つわが国のモデルの近代化の消防訓練センターにさせる。

十九、協力終了後、独立に本プロジェクトを管理する能力について

協力終了後、中国側は独立的に管理することができる。

1、北京市消防機関には多くの技術者を有し、研修訓練を受けた後、プロジェクトの管理する任に堪えることができる。

2、日本で研修をしたカウンタパートは専門学科により才能を發揮し、技術幹部にならせる。

3、プロジェクト完成後、広い範囲で北京市と全国の消防職員及び企業防火管理者に対して訓練し、消防技術のサービスも展開し、新たな消防技術教育機構にならせると同時に更に日本と協力及び技術交流を充實強化し、続いてプロジェクトの管理するレベルを高めていく。

专项技术合作申请表

一、项目名称

北京消防培训中心

二、中方申请单位

北京市人民政府

三、中方实施单位

北京市消防局

四、合作地点

北京消防培训中心（北京市消防局驾驶学校内）

五、项目申请的背景、目的

消防工作，是我国国民经济建设和社会发展的重要安全保障，是保护公民生命财产安全，维护正常工作秩序的一项社会性公益事业，在我国受到政府与社会各界的高度重视。

随着城市建设的迅速发展，人口密集，物资集中，高层建筑林立、地下工程增多，防灾救灾的任务越来越重，消防工作在城市建设与管理中的地位日趋重要。

北京是中国的首都，是中国政治、文化和科技交流的中心，面积1.68万平方公里，包括面积2380平方公里的规划市区和广大的农村、山地，共分十个区和八个县、总人口已逾1000万。高层建筑近2600栋、地下建筑使用面积近百万平方米，还拥有规模宏

大的古建筑群，尤其是商业服务中心和繁华街区，人口集中，建筑密集，房屋毗连，街道狭窄，交通拥挤，发生大面积火灾的危险性很大。搞好北京的消防工作在全国各个大城市中具有典型意义。

近年来，北京市消防局所属的消防业务队伍已愈四千人，其中消防科技人员290人（含高级工程师30人，工程师、讲师120人）。此外北京市还拥有企业消防队员2564人，义务消防队员77万人，各部门、企业从事防火管理人员5万余人。经市政府和消防部门的不懈努力，消防科技和宣传教育有了长足的进步。但是，随着许多现代化防火设施和灭火装备的采用及中日两国政府无偿资金合作项目“北京市消防装备计划”的实施，消防人员的业务素质和技术水平有待于进一步提高，在消防技术和人员培训的方面存在许多问题需要解决：

一是各级指挥人员和灭火人员运用现代化技术装备的能力不强，不适应扑救现代化大城市火灾的需要，特别是不适应扑救高层建筑、地下工程、油气罐站等特殊火灾的需要；

二是防火监督管理人员的监督管理水平还不高，缺乏与现代化大城市消防安全相适应的消防科学技术，不适应确保北京市消防安全的需要；

三是社会各类与消防有关的岗位人员的消防业务技术素质与实际需要还不相适应；

四是对公众的消防意识、消防常识的普及程度还不够，公民的自防自救能力还不强；

五是强消防业务技术培训的机制、机构、手段、设施等方面仍然存在明显的不足。

为此，北京市正在筹建消防培训中心，这个培训中心的任务：一是要完善对消防局内部人员的培训体制，即对消防局在职人员开展继续教育培训的工作；二是完善社会消防安全教育培训的体制，即对社会上与消防工作有关人员和公众开展规范化培训和消防常识普及工作。

鉴于上述背景，我们希望在几年来与日本国无偿资金合作成功的基础上再进一步开展专项技术合作，共同合作建立具有全国一流水平的、示范性的北京消防培训中心。

该合作项目的近期目标是：①为使日本国政府无偿提供的通讯与车辆设备更好地发挥作用而重点开展相对应的人材培训和技术交流；②为提高北京市消防防灾管理的水平而进行必要的培训与交流；③完成北京消防培训中心的建设，包括各种必要的设施、设备和工作人员与配套教材。

该合作项目的最终目标是：①通过人材培训和技术交流活动，引进日本先进的消防技术和成功经验，为更好地保护北京市民而服务；②建立一个长期进行消防人材培训和技术交流的基地，为北京市服务也可为全国各地服务，为中日两国消防界的友好交流服务。

六、合作内容

通过日方专家派遣和中方专业人员赴日研修以及建立必要的培训设施、设备、在以下八个方面的培训的内容上进行合作：

1、灭火战术与技术训练，包括特殊火灾的扑救技术和消防员业务训练方法与手段。

2、防火监督管理与技术，包括建筑、化学、危险物品和电气的防火监督与管理技术，城市的消防安全、管理法规和技术规范，公共场所和居民家庭的消防技术，自动报警、自动灭火与建筑装饰材料难燃化等应用技术。

3、火灾原因调查、分析鉴定技术。

4、消防产品质量监督检测技术及手段。

5、计算机在消防业务管理上的应用技术。

6、消防通讯调度指挥系统维护与技术开发。

7、日援特种消防车辆的操作与维修技术。

8、消防立法、消防宣传、消防教育等方面的情况交流。

七、合作期限

1997年至2000年

八、需日本提供的设备与器材

主要包括与上述内容配套的教學基本设备和訓練设备、器材。

(一) 电化教学设备

1、拍摄与编辑设备

2、闭路电视系统设备

3、语言教学设备

- 4、汽车驾驶模拟系统
- 5、多用户计算机系统（8终端）

（二）灭火训练设备

- 1、模拟灭火装置
- 2、烟雾体验装置
- 3、地震体验装置
- 4、耐热训练装置
- 5、探伸式训练观察监视器
- 6、救助抢救技术训练器材
- 7、体能训练及监测设备

（三）防火管理技术设备

- 1、消防系统设备演示装置
- 2、燃烧现象演示装置
- 3、火灾原因鉴定、分析实验设备

（四）其它

- 1、消防宣传车
- 2、接送专家、教员的交通工具

九、邀请专业的专业及人数

拟邀请长、短期专家若干人来北京举行技术讲座与交流。

专业：

- 1、灭火战术与技术训练

- 2、消防装备技术
 - 3、建筑、化工、电气、危险品防火监督管理技术
 - 4、火灾原因分析与鉴定技术
 - 5、消防产品质量监督与检测技术
 - 6、火灾自动报警与自动灭火技术
 - 7、特种消防车的操作与维修技术
 - 8、建筑装饰材料难燃化技术
 - 9、消防通讯调度指挥系统的使用与维护
 - 10、计算机应用技术
- 十、派遣进修生（25人）
- 1、灭火技术与技术训练 3人
 - 2、消防装备技术 2人
 - 3、建筑、化工、电气防火监督管理技术 6人
 - 4、火灾原因分析鉴定技术 2人
 - 5、消防产品质量监督与检测技术 2人
 - 6、火灾自动报警与自动灭火技术 2人
 - 7、建筑装饰材料难燃化技术 2人
 - 8、计算机应用技术 2人
 - 9、消防社会宣传与教育 2人
 - 10、消防通讯调度 2人
- 十一、与日方资金合作的关系

除与日本国有消防救灾中心无偿资金合作外，无其它资金合作的关系。

十二、与第三国及国际机构的合作关系

无。

十三、本项目在国家发展中的地位

国务院批转的中国《消防改革与发展纲要》和北京消防事业发展规划，均要求建立消防培训中心。本项目将对北京市、对全国的消防培训起推动作用。

优先程度：中国《消防改革与发展纲要》明确提出要完善消防教育培训体制，在消防任务比较重的地区建立消防培训中心。《北京市国民经济和社会发展十年规划和第八个五年计划纲要》明确提出了加强消防救灾能力的总体要求。北京市已经制定了《消防事业发展规划》和《北京市消防改革与发展纲要》，消防培训中心是北京市消防事业改革与发展的重要内容之一，处于优先位置并得到了公安部消防局的重视与支持。

紧急程度：目前我国政府正加快经济建设步伐，北京市的城市建设日趋国际化、现代化、立体化，许多新产品、新设备、新工艺、新材料大量应用，火灾因素增多，消防工作越来越繁重，消防监督管理和灭火救险技术的水平急待提高，因此迫切需要推进此项目，加之中日两国无偿资金合作项目“北京市消防装备计划”已于1993年度完成，本项科技合作将能在已有合作的基础上进一步取得卓越成效。

十四、国内配套资金的（措施情况）来源及金额

北京市政府将拨款建设消防培训中心配套资金预计1000余万元。

十五、合作地的设施及完善程度

合作地点选在位于北京市大兴县的原消防局驾校内。该地点可为培训中心提供足够的用地和良好的环境条件。

十六、中方参与的体制及管理，专业技术、翻译人员准备情况

在消防局内，设置独立的培训中心机构和相应对口专家及管理人员和翻译人员，满足开展培训工作的需要。

十七、与合作有关的资料准备情况并附上

1、国务院办公厅转发公安部消防改革与发展纲要的通知（国办发〔1995〕11号）

2、北京市消防事业建设规划

3、公安部、劳动部《关于开展消防安全培训工作的通知》（公通字〔1994〕100号）

4、北京市公安局、劳动局《转发公安部劳动部关于开展消防安全培训工作的通知》京公消字（95）459号

十八、对其他部门和领域的影响

北京是中华人民共和国的首都，北京市消防救灾技术水平的提高对于全国大中城市消防技术水平的提高均会起到很大的带动作用。本专项技术合作项目可以促进中日两国长期开展消防技术交流与合作活动，从而不断增进中日两国消防人员之间往来与友谊，并可以此为基

础，发挥北京地区消防技术人材的优势，向北京地区乃至辐射华北和全国，宣传普及消防救灾知识，传播防火、灭火技术，使之成为我国一流水平的示范性的现代化消防培训中心，共同为人类的消防事业服务。

十九、与日方合作结束后对本项目独立经营管理的能力

本合作结束后，中方可以独立经营管理。一是北京市消防部门有较多的科技人员，经过合作培训，能够胜任项目的经营管理。二是对合作中赴日进修人员将根据所学专业妥为安排，量才使用，成为本项目的技术骨干。三是项目建成后，可以广泛开展对北京市和全国专业消防人员和企业消防人员的培训，并广泛开展消防科技服务，成为新型的消防科技教育实体。同时进一步加强同日方的合作与技术交流，继续提高项目经营管理的水平。

資料 3 - 1

消防法規編 (一)

消防法規則編

(一)

北京市消防局

目次

一 総合

1. 中華人民共和国消防条例 (1984. 5. 11) . . . (1)
2. 中華人民共和国消防条例実施細則 (1987. 2. 23) . . . (7)
3. 北京市防火安全責任制暫定規定 (1990. 9. 20) . . . (20)
4. 『北京市防火安全責任制暫定規定』の適用範囲拡大に関する北京市人民政府の通知
(京政発 [1991] 75号1991. 12. 4) . . . (24)
5. 「大興安嶺」巨大森林火災事故の処理に関する国務院の決定 (1987. 6. 6)
. . . (26)
6. 安全な生産のための管理強化に関する国務院の緊急通知
(国発 [1987] 53号1987. 6. 8) . . . (30)
7. 重大な火災事故防止に関する国務院事務局の緊急通知 (1987. 3. 21)
. . . (33)

二. 処罰及び手順関係

8. 中華人民共和国治安管理処罰条例 (1986. 9. 5) (35)
9. 特別重大事故の調査手順に関する暫定規定 (国務院1989. 3. 29) . . . (48)
付：労働部『特別重大事故の調査手順に関する暫定規定』中の関連条文の解釈
(1990. 3. 20) . . . (53)
10. 重大責任事故の調査、処置に関する最高人民検察院、労働人事部の数項目の暫定規定
(1986. 3. 25) . . . (56)
11. 司法部、最高人民法院、最高人民検察院、公安部による『人体の重傷鑑定基準』
(1990. 4. 2) . . . (59)
12. 司法部、最高人民法院、最高人民検察院、公安部による『人体の軽傷鑑定基準』
(試行) (1990. 4. 2) . . . (74)
13. 公安部による『消防監督手順規定』 (1991. 9. 2) . . . (81)
14. 北京市、行政による法の執行及び行政による法の執行の監視に関する暫定規定
(1990. 10. 1) . . . (87)

三. 都市計画関係

15. 中華人民共和国都市計画法 (1989. 12. 26) . . (92)
16. 『都市消防の計画、実施、管理に関する規定』の発布に関する北京市公安局、首都
計画委員会事務局、市建設委員会等の6団体による通知
(京公消字(1990)449号1990. 8. 21) . . (101)
- 付: 公安部、建設部、国家計画委員会、財政部『都市消防計画実施管理規定』
(1990. 1. 1) . . (103)

四. 建築関係

17. 工事小屋、あるいは臨時宿舍の防火及び衛生関係設備に関する国務院の暫定規定
(1959. 5. 20) . . (111)
18. 建設工事現場の防火に関する公安部の基本的措置 (1956. 5. 26) (113)
19. 労働小屋の防火に関する公安部の措置 (1960. 1. 14) . . (120)
20. 北京市、引火しやすい建築物の防火管理方法 (1961. 8. 16) . (124)
21. 高層建築物の消防管理規則 (公安部1986. 5. 13) . . (127)
22. 古建築物の消防管理規則 (文化部、公安部1984. 2) . . (134)
23. 北京市、建設工事施工現場の消防安全管理方法 (1989. 7. 18)
. . (139)
24. 北京市、建設工事の防火設計管理に関する暫定規定
(1990. 8. 23) . . (144)
25. 北京市、古建築物の消防管理規定 (1983. 3. 28) . . (147)

五. 引火起爆しやすい物品関係

26. 化学危険物品の安全管理条例 (国務院1987. 2. 17) . . (150)
27. 中華人民共和国民間用爆発物管理条例 (1984. 1. 6) . . (158)
28. 液化石油ガス自動車、タンク車の安全管理規定 (国家労働総局1981. 2. 13)
. . (169)
29. 液化ガス鉄道タンク車安全管理規定 (化学工業部1982. 3. 29) . (192)
30. 都市人工ガス安全管理暫定規定 (都市、農村建設環境保護部1983. 1. 1)
. . (214)
31. 化学危険物品営業許可証発給方法 (商業部、国家計画委員会、公安部等6部門
(1989. 6. 6) . . (224)

- 付：化学危険物の流通秩序整備のための営業許可証制度実施に関する市消防局等6部門の提示の北京市人民政府を通じての伝達
 (京政発(1989)69号1989.9.13) . . . (228)
32. 都市ガス安全管理規定(建設部、労働部、公安部令第10号1991.5.1)
 . . . (234)
33. 液化石油ガスに対する北京市の安全管理規定(1983.8.18) . . . (242)
34. 電気溶接の防火安全に関する基本的要求(公安部7局) . . . (248)
- 付：電気溶接の防火管理強化に関する北京市防火安全委員会の通知 . . . (249)

六. 交通運輸関係

35. 商用貨物輸送車の安全走行に関する暫定規定(商業部1981年試行) . (25)
36. 旅客列車の防火安全管理の試行方法(鉄道部1984.4.24) . . . (255)
37. 貨物列車の防火安全管理の試行方法(鉄道部1984.4.24) . . . (258)
38. 車両、駐車場、車庫に対する北京市の防火安全管理規定(1991.3.15)
 . . . (263)
39. 北京市公安局の通告(1990.6.1) . . . (266)
40. 車両のスパーク・キラー使用管理強化に関する北京市公安局の通知
 (京公消字(1991)423号1991.9.13) . . . (267)

七. 工業商業関係

41. 工業関係企業の防火に関する公安部の基本的措置(1959.5.26)
 . . . (266)
42. 直属の製紙企業の防火に関する軽工業部の条例(草案)(1963.1.24)
 . . . (276)
43. 穀物食品部、公安部穀物食品工業企業、及び穀物食品の機械製造企業の防火規則(1981.5.30) . . . (281)
44. 商業の基層にある商店の消防安全管理暫定規定(商業部1982.1) . (285)
45. 基層の購販協同組合の消防安全管理暫定規定(商業部1983.12.31)
 . . . (290)
46. 綿花加工場の消防安全管理暫定規定(商業部、公安部1985.11.18)
 . . . (293)
47. 化学工業部、労働部、公安部による溶解アセチレン生産の安全管理規定(試行)
 (1988.12) . . . (306)

48. 紡績工業部、公安部による紡績業の消防安全管理規定（試行）
 （1989. 4. 28） ……（324）
49. 展覧、展示販売活動に対する北京市の消防安全管理暫定規定
 （1986. 5. 30） ……（333）
50. ホテルに対する北京市の防火安全管理規定（1990. 9. 17） ……（336）

八. 倉庫関係

51. 倉庫の防火安全管理規則（公安部1990. 4. 10） ……（339）
52. 国家物資貯蔵倉庫の消防活動に関する条例（国家計画委員会、国家物資貯蔵備蓄局
 1981. 4. 1） ……（349）
53. 購販協同組合倉庫の管理に関する若干の規定（全国購販協同組合本部1980. 7）
 ……（365）
54. 商業用倉庫の消防安全管理試行条例（商業部1981. 12） ……（372）
55. 紡績原料製品倉庫の防火安全管理暫定規定（紡績工業部1982. 4. 15）
 ……（380）
56. 綿花貯蔵倉庫の管理条例（商業部1982. 6） ……（393）
57. 商業用倉庫の管理暫定条例（抜粋）（商業部1983. 1） ……（402）
58. 製紙業の原料置き場の消防安全管理規定（軽工業部、公安部1990. 8）
 ……（407）
59. 石油タンク管理制度（商業部） ……（418）

九. 農林関係

60. 森林防火条例（國務院1988. 1. 16） ……（450）
61. 北京市の『森林防火条例』実施方法（1989. 10. 24） ……（461）
62. 公安部、農村の消防活動強化に関する若干の問題（試行草案）（1963. 10）
 ……（468）
63. 郷鎮企業の防火安全規則（北京市經濟委員会、北京市政府農業林業事務室、
 北京市公安局1985. 4. 1） ……（477）
64. 北京市郊外地域人民公社生産隊企業の防火安全管理暫定規定（1983. 1）
 ……（479）
65. 麦干場の安全管理規定（試行）（北京市公安局、農業局など1988. 5. 20）
 ……（484）

十. 科学技術文化関係

66. 博物館の安全保守活動規定 (文化部、公安部1985. 1. 25) … (489)
67. 文物保存部門を利用しての映画、テレビ撮影に関する北京市の管理暫定方法
(1986. 2. 14) … (496)
68. 映画館、劇場、ホールに対する北京市の防火安全管理規定 (1986. 6. 30)
… (500)
69. 映画、テレビ、ラジオ番組の撮影、収録現場に対する北京市の消防安全管理規定
(1989. 4. 1) … (504)
70. 体育館 (場) に対する北京市の防火安全管理規定 (1990. 7. 19)
… (507)

十一. 消防関係製品

71. 消防関係製品の品質管理、検査に関する暫定管理方法
(公安部、国家基準局1983. 3. 2) … (511)
72. 北京市による『消防関係製品の品質管理、検査に関する暫定管理方法』実施細則
(1986. 3. 27) … (514)
73. 消防関係電子製品の品質管理、検査業務強化に関する、公安部、国家基準局、都市
・農村建設環境保護部の通知 ([86] 公安発39号1986. 11. 25)
… (518)

十二. 消防隊関係

74. 公安消防隊勤務条例 (公安部1980. 4. 10) … (521)
75. 公安消防隊消火活動条例 (公安部1980. 4. 10) … (528)
76. 公安消防隊消火活動評定基準 (公安部1985. 5. 27) … (539)
77. 消防上の重点保護対象団体に対する公安消防隊の消火体制確立をめぐる規定
(公安部) … (543)
78. 企業、事業団体の專業消防隊組織条例 (国家經濟委員会、公安部、労働人事部、
財政部1987. 1. 19) … (548)
79. 火災統計管理規定 (公安部、労働部、国家統計局1989. 11. 27)
… (554)
80. 北京市による公共給水施設管理暫定規定 (1987. 10. 27) … (561)
81. 消防隊の農村での消火活動における消火用水不足の解消に関する報告
(北京市公安局1985. 5. 11) … (565)

82. 公安部、国家都市建設総局による遼寧省公安局、都市建設局の『都市、農村の公用
消火栓の建設、維持、管理に関する通知』の伝達
（〔80〕公発（消）182号1980.9.23） ……（568）
83. 北京市による消火栓の維持管理規定（1981.6.20） ……（572）
84. 保険に加入している企業、事業団体の火災による被害認定業務に関する中国人民保
険会社北京支社、北京市公安局による共同通知
（京保発〔1988〕20号1988.3.21） ……（574）

十三. その他

85. 巨大火災発生後24時間以内の電話報告についての規定再公布に関する公安部7局
の通知（（85）公七発字第222号1985.11.12） ……（576）
86. 北京市による労働保護監察条例（1987.6.25） ……（578）
87. 公安部による『政府機関、団体、企業、事業団体の保守活動、組織活動細則』
（試行）（1985.3.23） ……（584）
88. 重点部門、重点部分の保守活動強化に関する若干の規定（1985.10.30）
……（592）
89. 政府機関、団体、企業、事業団体の治安防衛活動強化に関する若干の規定（試行）
（1985.11.6） ……（595）
90. 企業の治安防衛責任制に関する北京市人民政府の暫定規定
（1987.10.16） ……（599）
91. 企業の工場守衛隊設置に関する北京市人民政府の試行方法（1987.10.1）
……（602）
92. 夜店に対する北京市の消防安全管理規定（1988.11.9） ……（605）
93. 電力利用設備への漏電保護装置設置に関する北京市電力供給局による要求細則
（（86）京供局字第62号86.8） ……（607）
94. 調理場、煙突、排煙管の防火安全強化に関する北京市消防局の通知
（消事字（1989）第20号1989.3.27） ……（610）
95. 水素気球の充填、使用時の消防安全管理強化に関する北京市消防局の通知
（1990.8.22） ……（612）

中華人民共和國消防條例

1984年5月11日第6回全國人民代表大會常務委員會第5回會議承認
(1984年5月13日國務院公布)

第一章 總則

第一條

消防活動の強化により、社會主義現代化建設を保護し、公共の財産及び公民の生命財産の安全を守ることを目指して、ここに本條例を制定する。

第二條

消防活動は、「防火を主とし、防火消火を結び付ける」方針を以て実施する。

第三條

消防活動は公安機關がこれを監督するものとする。

人民解放軍の各部門、國有林、鉅山の地下部分の消防活動は、それぞれの主管部門が監督し、公安機關がそれに協力する。

第二章 火災防止

第四條

都市計画、都市建設部門は、都市の新たな建設、拡張、改造にあたり、必ず消防署、消防用水の供給、消防用通信、消防用通路といった公共消防施設の計画、建設を並行して行うこと。現有の都市区域の公共消防施設が不十分である場合、あるいは実情に則していない場合は、技術的な手直し、または改造、増設を行うこと。

第五條

新たな建設、拡張、改造プロジェクトの設計、及び施工にあたっては、國務院関連主管部門の定める建築設計に対する防火規則の規定を守ること。

第六條

農村の住宅建築の設計、及び施工にあたっては、國務院関連主管部門の定める農村建築に対する防火規則の規定を守ること。

第七条

森林、草原の防火期間中は、森林地域、草原の屋外での火の使用を禁止する。特別な事情で火を用いる場合は、県レベルの人民政府、あるいは県レベルの人民政府から権限を与えられている機関の許可を得るとともに、関連規定に基づき厳格な防火措置を採ること。

第八条

引火、起爆しやすい化学物品を生産、貯蔵、積み降ろしする工場、倉庫、専用駅、港を新たに建設する場合には、安全な場所を選んで建設するとともに、所在の市、県の人民政府の審査、許可を経なければならない。消防上の安全性に重大な脅威を与えている現有の施設については、その主管部門が措置を採って解決を図ること。

第九条

引火、起爆しやすい化学物品を生産、使用、貯蔵、輸送する部門は、国務院関連主管部門の定める、引火、起爆しやすい化学物品に対する安全管理規定を順守すること。引火、起爆しやすい化学物品の性質及びその安全な取扱い方法を知らない者はその取扱い、保管業務にあたってはならない。

第十条

交通運輸、漁業、海洋資源調査、地下資源探査などの主管部門は、航空機、船舶、車両の特徴を考慮して消防上の安全管理措置を定めるとともに、従業者及び乗客にその順守を徹底すること。

第十一条

人々が集まる公共の場所は、障害物のない安全な出口、十分な広さの通路を確保すること、火気電気及び引火、起爆しやすい物品の管理制度を徹底すること、点検ならびに宿直巡回を強化することによって、安全を確保すること。

第十二条

引火、起爆しやすい化学物品の生産部門は、その製品に発火点、フラッシュ・ポイント、爆発限界等データの説明書を付すとともに、引火、起爆防止のための注意事項を明記すること。

第十三条

企業、事業団体で新素材、新設備、新技術を採用する場合には、必ずその火災の危険性に関する特徴を検討し、相応の消防上の安全措置を採ること。

第十四条

政府機関、企業、事業団体は防火責任制度を設けること。

都市の住民委員会及び農村の村民委員会は、住民を動員、組織して防火活動を確実に実施する責任を有する。

第十五条

政府機関、企業、事業団体は、消火活動に必要な消火器材、設備、施設を、相応の種類、相応の数量備えていなければならない。

第三章 消防組織

第十六条

企業、事業団体は、必要に応じて民間のボランティア消防隊、あるいは消防隊員を設置し、防火及び消火活動を行わせる。その必要経費は、それぞれの団体が負担する。

第十七条

火災の危険性が比較的高く、その地域の公安消防隊（消防署）から比較的遠い位置にある大企業、中企業、あるいは比較的大型の事業団体は、必要に応じて専門の消防隊を設置し、その団体の消防活動を行わせる。その必要経費は、それぞれの団体が負担する。

第十八条

新たに建設される都市、及び拡張、改造される市街地においては、通報を受けてから5分以内に消防車が責任区域の範囲内に到着できるという原則を元に、公安消防隊（消防署）を配置すること。消防隊（消防署）の位置が上述の規定を満たしていない現有の都市でも、徐々に増設すること。鎮（中国で一般に農村部の「県」に下属する行政単位）及び工業地域、鉱山地域は、必要に応じて公安消防隊（消防署）を設置する。現有の消防隊（消防署）に消防器材、消防設備、消防施設が不足している場合は、徐々に配置していくこと。

第四章 火災の消火、救助

第十九条

いかなる団体、個人も火災を発見した場合はただちに、正確に通報するとともに、積極的に消火、救助活動に加わること。

出火した団体は速やかにその人員を動員して消火、救助活動を行うこと。また、近隣の部門、団体は積極的にこれに協力すること。

消防隊は通報を受けたらただちに火災発生現場へ向かい、消火救助活動を行うこと。

第二十条

火災現場での消火、救助活動は、消防監督機構の統一管理、指揮の下で行われる。火災現場の総指揮者が、その場の状況に応じて企業、事業団体の消防隊を指揮し共同で消火にあたらせる権限を有する。

第二十一条

火災現場の総指揮者は、火災が広がり、火災現場に隣接する建築物、構築物を取り壊さねば重大な損失を免れ得ない場合に、その取り壊しを決定する権限を有する。また、緊急の場合、交通輸送、給水、電力供給、電信電話、医療救護、環境衛生等の部門を動員する権限を有する。

第二十二条

消防車、消防艇が火災現場に向かう際には、他の車両、船舶、及び人員はこれに道を譲らねばならない。消防車、消防艇は、必要な場合は、一般に通行を禁止されている道路、空き地、及び水域を通行することもできる。交通管理部門の指揮担当者は、消防車、消防艇の速やかな通行を保証すること。

第二十三条

消防車、消防艇、及びその他の消防器材、設備、施設は、消火、救助活動以外の消防活動と関係のない用途で用いてはならない。

第二十四条

国家の公務員ではないものが、消火、救助活動中に負傷して障害が残った場合、あるいは死亡した場合には、出火した団体が国務院の関連主管部門の規定に基づいて医療費、あるいは弔慰金を支払う。出火した団体に火災の責任がない場合、あるいは負担能力が確かでない場合、また、火災が住民によって起こされた場合には、その地域の人民政府が医療費、弔慰金を支払う。

第5章 消防監督

第二十五条

県レベル以上の公安機関は、消防監督機構を設置して消防監督活動を行う。

第二十六条

各レベルの消防監督機構は以下の職権を有する。

- (一) 本条例及び政府の関連規定に基づき、各部門、各団体、及び住民の住宅の消防活動に対し、監督点検を行う。
- (二) 消防に関する宣伝教育、監督を行なうことで、関係団体の潜在的火災原因を取り除く。
- (三) 各部門、各団体が制定した消防上の安全対策及び技術基準を審査する。
- (四) 建設プロジェクトの設計、施工段階で、建設設計に関する防火規則の規定が順守されているかどうかを監督、点検し、竣工後の検査に立ち会う。
- (五) 都市建設における公共消防設備の計画、建設を監督、点検し、都市の建設部門、及び都市管理部門による都市の公共消防設備の保護、改善の実施を監督、促進する。
- (六) 火災の状況を把握し、火災に関する統計を行う。
- (七) 消防関係者の管理を行い、消防関係の民間警察幹部の訓練を行う。
- (八) 火災の際の消火、救助活動を統一的に組織、指揮する。
- (九) 火災原因の調査を組織的に行う。
- (十) 消火に関する科学技術的研究活動を指導し、その科学技術研究の成果の鑑定、普及を行う。
- (十一) 消防器材、設備の生産を、規格、品質の面から監督する。

第二十七条

各レベルの消防監督機構は、潜在的火災原因を発見した場合には、関係の団体あるいは個人に対して速やかに通知するとともに、期限をつけてその原因を取り除かせること。

第二十八条

各レベルの消防監督機構は、消防に関する専門知識を有する消防監督官を配置すること。消防監督官は、その管理対象地域内の団体および住民の住宅の消防活動に対して、監督、点検を実施する。

第六章 奨励及び懲罰

第二十九条

消防活動において貢献のあった団体、個人、成績のよい団体、個人に対しては、公安機関、上級の主管部門、あるいはその団体が表彰、奨励を行う。

第三十条

本条例の規定に違反して、消防監督機構から改善の通知を受けたにもかかわらずその実行を拒否した場合、その状況が重大であれば、その責任者に対して、公安機関が治安管理処罰条例に基づいて処罰を加えるか、あるいは、その主管機関が行政処分を行う。

本条例の規定に違反して、火災を起こした場合には、関係する責任者は法に基づきその刑事責任を追及される。状況がそれほど重大でない場合には、公安機関が治安管理処罰条例に基づいて処罰するか、あるいは、その主管機関が行政処分を行う。

第七章 付則

第三十一条

公安部は本条例に基づきその実施細則を定め、国务院の承認を得た後これを施行する。

第三十二条

本条例は1984年10月1日より施行する。1957年11月29日に全国人民代表大会常务委员会会議で承認された『消防監督条例』はその時点で廃止される。

- (一) 『中華人民共和国消防条例』、本実施細則、及びその他の消防関連法規を確実に実施すること。
- (二) 各レベルごとの防火責任制及び職場での防火責任制を指揮、実施すること。
- (三) 健全な防火制度及び安全な取扱い手順を作り上げること。
- (四) 消防活動を、業務、生産、施工、運輸、経営管理の中に組み込んで行くこと。
- (五) 従業員に対し消防関連の宣伝教育を行うこと。
- (六) 防火点検を実施して、潜在する火災原因を取り除き、消防面での安全条件を改善し、消防施設を完璧なものとする。
- (七) 専業のあるいはボランティアの消防隊を指揮すること。
- (八) 消火方案の制定を指揮し、従業員を指導して火災時の消火、救助活動、火災現場の保守活動を行うこと。
- (九) 火災事故の追跡調査を行い、火災原因の調査に協力すること。

第二十条

郷鎮の人民政府と都市の町内会事務所は、管轄の区域内の消防活動の実施を担当する。その主な職責は以下の通りである。

- (一) 『中華人民共和国消防条例』、本実施細則、及びその他の消防関連法規を確実に実施すること。
- (二) 町内会、郷鎮企業、及び特定業種の経営農家、工業・商業関係の個人経営者、経済連合体の消防活動を監督、促進し、住民委員会（訳注：都市の町内会事務所の下におかれた組織）あるいは村民委員会が住民を対象に消防活動を繰り広げるのを指導する。
- (三) 消防面での宣伝を行い、住民を指導して防火のきまりを制定すること。
- (四) 防火点検を指揮し、潜在的火災原因を取り除かせること。
- (五) 専業のあるいはボランティアの消防組織を管理すること。
- (六) 火災の消火、救助、火災現場の保守活動を指揮し、火災原因の調査に協力すること。

第二十一条

ホール、映画館・劇場、クラブ、文化センター、遊戯場、体育館、図書館、展覧館など、人が集まる公共の場所は、以下の条件を満たさねばならない。

- (一) 定員を超過してはならない。
- (二) 非常口にははっきりとした表示を設け、通路は通りやすくしてあること。そこに物を積んでおいたり、座席を増設したりすることは厳禁すること。
- (三) 電気設備の取り付け、使用に際しては、防火規定を満たすこと。一時的に電気設備

機関はただちにその地域の人民政府に働き掛け、都市建設、公益、郵便電信等の関係部門に技術的な手直し、あるいは改造、増設の計画を作成させ、解決を図らせるよう促すこと。

第七条

設計関係者は、工事の設計を行う際、関係消防技術規則に定められた基準を確実に満たさなければならない。設計団体、及び設計者は、工事の防火設計に対し責任を負う。その主管部門は審査を担当し、消防技術規則の規定を外れる工事設計を許可してはならない。

第八条

建設を行う団体は、新しく建築される工事、改造工事、拡張工事の防火関係の設計図及び資料を、責任を持って審査点検すること。

第九条

中国と外国との共同出資、共同経営、及び外国資本の単独経営による企業、あるいは国外からの導入プロジェクトの工事設計の防火基準は、わが国の消防技術規則の規定を満たさねばならない。外国、または香港、マカオの消防技術規範に基づいて工事の設計が行われた場合には、その防火に関わる設計図に消防技術規則などの関係資料を添えて、その地域の設計部門に提出し、審査を受けること。

第十条

施工団体は、許可された防火設計図に基づいて工事を行わねばならず、これを恣意に変更してはならない。また、施工現場での消防活動を責任を持って行うこと。

第十一条

工事竣工後、建設を行う団体は、その消防施設の検査を行うこと。防火設計の基準に合わないものは、施工団体によって改善されなければそれを接收して使用してはならない。

第十二条

都市区域では引火しやすい簡易建築物を構築してはならない。暫時構築することが必要な場合には、事前にその地域の都市建設部門の許可を得ること。また、定められた期限までに取り壊すこと。

第十三条

郷鎮（「郷」「鎮」とも農村部の行政単位）の人民政府は、郷鎮の建設を計画する際、消防用の水源、消防用通信、及び消防用通路についても計画しなければならない。郷、村

での生産用建築物、民間建築物の設計及び施工は、関連する農村の消防技術規則の基準を満たすものでなければならない。

第十四条

建築物の組み立て部分、付属部品、あるいは新型建築材料、防火塗料を生産する団体は、国家基準に基づき製品の燃焼性、あるいは耐火性などのデータを測定するとともに、測定した各種の性質、データを製品の説明書に記すこと。記していない場合は出荷してはならない。

第十五条

引火、起爆しやすい化学物品を生産している団体は、国家基準あるいは専門の基準に基づいて、製品のフラッシュ・ポイント、発火点、自然発火点、爆発限界などのデータを測定し、そのデータ、及び、防火、爆発防止、消火、安全な貯蔵・運送に関する注意事項を説明書に記すこと。記していない場合は出荷してはならない。

第十六条

引火しやすい新素材、新製品、及び、火災の危険のある新設備、新技術の製造を研究している団体は、研究している全ての項目につき火災防止のための具体的方法を提案し、上級の主管部門の鑑定、許可を経なければ、研究項目を生産に移すことはできない。

第十七条

火災の危険性のある新設備、新技術、及び引火しやすい新素材を使っている団体は、それを研究製造した部門によって提供された防火のための具体的方法に基づき、消防面での安全措置を採ること。

第十八条

火災の危険のある場所での火の使用を禁ずる。火を使用せざるを得ない場合には、事前に主管部門に許可申請の手続きを採るとともに、厳格な消防措置を採り、確実に安全を保証すること。

第十九条

政府機関、企業、事業団体は、防火責任制度を実施し、行政指導者一名を防火責任者として、その団体の消防活動全般の責任を持たせること。その主な職責は以下のようなものとする。

- (一) 『中華人民共和国消防条例』、本実施細則、及びその他の消防関連法規を確実に実施すること。
- (二) 各レベルごとの防火責任制及び職場での防火責任制を指揮、実施すること。
- (三) 健全な防火制度及び安全な取扱い手順を作り上げること。
- (四) 消防活動を、業務、生産、施工、運輸、経営管理の中に組み込んで行くこと。
- (五) 従業員に対し消防関連の宣伝教育を行うこと。
- (六) 防火点検を実施して、潜在する火災原因を取り除き、消防面での安全条件を改善し、消防施設を完璧なものとする。
- (七) 専業のあるいはボランティアの消防隊を指揮すること。
- (八) 消火方案の制定を指揮し、従業員を指導して火災時の消火、救助活動、火災現場の保守活動を行うこと。
- (九) 火災事故の追跡調査を行い、火災原因の調査に協力すること。

第二十条

郷鎮の人民政府と都市の町内会事務所は、管轄の区域内の消防活動の実施を担当する。その主な職責は以下の通りである。

- (一) 『中華人民共和国消防条例』、本実施細則、及びその他の消防関連法規を確実に実施すること。
- (二) 町内会、郷鎮企業、及び特定業種の経営農家、工業・商業関係の個人経営者、経済連合体の消防活動を監督、促進し、住民委員会（訳注：都市の町内会事務所の下におかれた組織）あるいは村民委員会が住民を対象に消防活動を繰り広げるのを指導する。
- (三) 消防面での宣伝を行い、住民を指導して防火のきまりを制定すること。
- (四) 防火点検を指揮し、潜在的火災原因を取り除かせること。
- (五) 専業のあるいはボランティアの消防組織を管理すること。
- (六) 火災の消火、救助、火災現場の保守活動を指揮し、火災原因の調査に協力すること。

第二十一条

ホール、映画館・劇場、クラブ、文化センター、遊戯場、体育館、図書館、展覧館など、人が集まる公共の場所は、以下の条件を満たさねばならない。

- (一) 定員を超過してはならない。
- (二) 非常口にははっきりとした表示を設け、通路は通りやすくしてあること。そこに物を積んでおいたり、座席を増設したりすることは厳禁すること。
- (三) 電気設備の取り付け、使用に際しては、防火規定を満たすこと。一時的に電気設備

を増設する場合には、相応の措置を採り、安全を確保すること。

(四) 火、花火、爆竹の使用、点火を厳しく取り締まること。どうしても使用、点火が必要な場合には、安全を確保できるよう予防措置を採ること。

(五) 引火、起爆しやすい化学物品の放置を厳禁すること。

(六) 緊急時の避難方案を作成すること。

(七) 管理者は職責を全うし、当番制及び点検を強化して安全を確保すること。

第二十二條

高層建築を利用したホテル、レストラン、病院及びその他の団体は、万全な消防組織を作り上げ、防火のための安全管理方法を制定し、消防器材・設備・施設がしっかり整えられ、使いやすいよう特定の者にその維持、管理を任せ、また、管理者及びサービスにあたる者に防火教育や消火技術の訓練を行うことで、自己防火、自己消火の能力を高めること。

第二十三條

都市地域の防空用地下施設、及びその他の地下施設は、平時は引火、起爆しやすい化学物品の生産、貯蔵、販売に用いてはならない。

人民用防空地下施設及びその他の地下施設を利用して旅館、宿泊施設、商店、その他の公共の活動場所を開設する場合には、地下施設に対する消防規定を満たさねばならない。

第二十四條

物資の流通、展示販売、市場での商品取引を行なう団体、花火大会、灯火会を開催する団体は、場所の選択、設備・飾り棚の設置、電線の架設、火の使用、及び消防設備の配置などの面で、消防規定を満たさなければならない。

第二十五條

古建築物、古い文化遺跡、古墳墓、及びその他国の保護指定建築物については、主管部門が消防法規に照らして、消防活動を確実に実施すること。

第二十六條

農業の収穫期、及び冬、春、更に大きな祝祭日には、地方の人民政府は、関係部門に対し特別に人員を動員して消防宣伝教育活動や安全点検を行ない、消防活動を確実に実施するよう働き掛けること。

第二十七條

各団体あるいはその主管部門は、電気工事関係者、溶接工、ペンキ工及び引火、起爆し

やすい化学物品などの取り扱い、保管に当たる者に対し、消防面での情報を与え、専門的な訓練を行い、関連主管部門の試験に合格した者のみを職場でのその取扱い、管理に当たらせること。

第二十八条

政府機関、企業、事業団体、及び工業・商業関係の個人経営者は、防火、消火の必要に応じて相応の種類、数量の消防器材・設備・施設を配置するとともに、特定の関係者をその維持、補修、管理に当たらせること。

第二十九条

各団体、各個人はいずれも消防施設を保護維持する責任を有する。消防設備、器材は損壊したり、恣意に使用してはならないし、消防用水源は埋めてしまったり、その上や回りに物を置いてはならない。また、防火間隔を占有したり、防火用通路を塞いだりしてはならない。

公益部門、都市建設部門などが、道路の補修などで消防車の通行に影響を与えたり、停電、断水、通信網の不通などを起こす場合には、事前にその地域の消防監督機構に通知すること。

第三章 消防組織

第三十条

企業、事業団体、都市・鎮・町内会、林業区域、及び引火しやすい建築物が密集している村では、ボランティアの消防隊（班）を組織すること。

第三十一条

ボランティアの消防隊（班）は、定期的に訓練を行って、防火・消火関係の知識や消防器材の使用方法を身に付け、防火のための点検、火災の際の消火、救助ができるようにしておくこと。ボランティアの消防隊（班）にかかる経費及び隊員への手当ては、それぞれの所在団体が負担する。

第三十二条

火災の危険性が比較的高く、またその地域の公安消防隊（消防署）から比較的遠い位置にある中型以上の企業、事業団体、また、郷鎮企業が集中し、引火しやすい建築物が密集している郷、あるいは鎮、更に、国家の重要文化財である古建築物群、大型、中型の中国民航機が離着陸する空港は、必要に応じて専門の消防隊を設置すること。専門の消防隊は、

一団体が単独で設置してもいいし、幾つかの団体が共同で設置してもよい。

第三十三条

專業の消防隊は、教育訓練制度を整えるとともに、当番制でいつでも出動できる態勢を整え、その団体、その地域の防火、消火活動に当たること。

第三十四条

專業の消防隊が必要とする経費は、その所在の団体が支出する。專業の消防隊員に対してはその団体の給与及び報奨制度が適用され、その団体の生産に従事する従業員と同様の保険、福祉上の待遇が受けられる。專業の消防隊員に関しては、契約制あるいは交替制を採ってもよい。

第三十五条

專業の消防隊の設置あるいは廃止、專業の消防隊幹部の配置や離任に際しては、その地域の消防監督機構の意見を求めること。

第三十六条

公安消防隊（消防署）の配置、建築物、技術装備は、関連規定の基準を満たすものでなければならない。規定を満たしていない場合は、その地域の公安機関が人民政府に働き掛けて、都市建設、財政などの関係部門に計画を立てさせ、解決を図らせるよう促すこと。

第四章 火災の消火、救助

第三十七条

いかなる個人も火災を発見した場合はただちに消防隊に正確な火災発生地点、発生団体を通報する義務がある。いかなる団体、個人も、通報する者に対して協力しなければならない。その際その費用を取ってはならない。

郵便電信部門は、優先的に火災通報、火災の情報を伝達しなければならない。情報を遅滞させてはならない。

第三十八条

出火した団体あるいは地域は、速やかに人員を動員して火災の消火、人命救助、財産の避難にあるとともに、人を出して消防車の誘導を行うこと。いかなる団体及び個人も、消火活動に協力する義務がある。

第三十九条

消防隊は、火災の通報を受けたらただちに火災現場へ向かい、消火、救助活動を行うこと。

火災現場に向かう消防隊及び消防車、消防器材、及び装備が、鉄道や船による輸送を必要とする場合、鉄道、水上運輸部門は優先的に無料で緊急輸送にあたること。

第四十条

消火、救助活動に参加する団体及び個人は、いずれも火災現場の総指揮者の統一的指揮に従わねばならない。交通、港湾業務の監督者、水上管制官、及び治安管理者は、秩序の維持にあたり、車両、船舶、飛行機、歩行人を速やかに誘導、分散させ、必要な場合には交通管制を敷く。

第四十一条

火災が広がり、火災現場に隣接する建築物、構築物を取り壊さねば重大な損失を免れ得ない場合には、火災現場の総指揮者はその取り壊しを決定する権限を有する。また、人員に安全な場所まで避難するよう命令することができる。

第四十二条

駅、列車、あるいは沿線の鉄道機関で火災が発生した場合、鉄道部門は人員を動員して火災の消火、救助にあたり、機関車を動かして給水、消火にあたる。必要な場合には、近隣の消防隊に支援を依頼してもよい。支援を依頼された消防隊は必ず協力しなければならない。

第四十三条

船舶、水上施設、及び海上の石油掘削用プラットフォーム上で火災が発生した場合は、海上安全指揮部が人員を動員して火災の消火、救助にあたること。必要な場合には、ただちに船舶、船艇、飛行機を派遣して消火にあたらせる。

第四十四条

保険に加入している企業、事業団体及び住民の住宅で火災が発生した場合、積極的に消火、救助活動を行って、損失を少なくすること。火災の消火、救助に加わった別の団体の専業、ボランティア消防隊が使った燃料、消火剤、及び器材、装備、さらに火災原因の技術鑑定にかかる費用は、関連規定により、保険会社から支払われる救済費用の中から支出されなければならない。保険に加入していない場合には、出火した団体がこれらの費用を補償する。

第四十五条

消火任務を執行中の各消防車、消防艇は、道路補修費、橋の通行料、トンネルの通行料、停泊費用などを支払わなくてよい。

第四十六条

国家公務員ではないものが、火災の消火、救助あるいは消防訓練中に、負傷して障害が残った場合、あるいは死亡した場合、その医療費、弔慰金などは、出火した団体あるいは所在の団体が、国の関連規定に基づいて手続きする。出火元の団体が出火に関して責任がないか、あるいは確かにその負担能力がない場合には、その地域の人民政府が関係規定に基づいて処理する。養生期間中、あるいは労働能力が失われた場合には、出火元の団体あるいはその地域の人民政府がその生活を保障する。

火災消火活動中に死亡したものについては、『革命烈士褒揚条例』の規定に照らして士に追認すべきものは、関係部門で手続きを行う。

第五章 消防監督

第四十七条

公安部、省、自治区、直轄市の公安庁（局）、市、県公安局及び支局によって設置された消防監督機構はレベルごとに消防監督業務を行う。

鉄道、交通、民航、及び公安機関によって設置された消防監督機構は、それぞれ、鉄道の駅区及び鉄道線路の測量、設計、基礎建築施工団体及び列車、わが国の沿海、内陸河川水域で航行、停泊、作業する一切の内外民間船舶及び港、埠頭、航空機及び空港、更に林業地域に対する消防監督活動を担当し、業務上その土地の政府公安消防監督機構の指導を受ける。

第四十八条

消防監督機構が防火点検を行う際には、関係団体は人を派遣して点検に参加させること。また、点検を受ける団体は、自主的に状況を明らかにし、資料を提供しなければならない。消防監督官は、点検中に発見した問題点、提示した改善意見について詳細に記録をし、後のために保存しておくこと。

第四十九条

消防監督機構は、点検中に重大な潜在的火災原因を発見した場合、ただちに点検を受けた団体あるいは住民ならびに上級の主管部門に対して『潜在的火災原因改善通知書』を出すこと。必要な場合には、関係人員を呼び出して、改善を促すこともできる。検査を受け

た団体の防火責任者は、潜在的火災原因の改善状況を速やかに消防監督機構に対して報告しなければならない。『潜在的火災原因改善通知書』の副本は、必要に応じてその地域の人民検察院（検察庁）、人民法院（裁判所）などの部門にも送付することができる。点検を受けた団体あるいは住民は、異議がある場合には、『潜在的火災原因改善通知書』を受けとって10日以内に1レベル上の消防監督機構に再点検を申し出ることができる。

第五十条

消防監督機構は、随時火災の発生する危険があることを発見した場合、関係団体及び人員に対し即時改善を命ずる権限を有する。緊急の場合には、危険のある部分で生産を停止、あるいは営業を停止させて改善を図るよう命令する権限も有する。

第五十一条

消防監督機構は、各部門、各団体に、消防上の安全対策、及び技術基準を定めさせ、また、同時にその審査、監督を行うこと。

第五十二条

消防監督機構は、建設団体、設計団体、施工団体が工事設計に対する火災防止規定を実行するよう監督し、必要であれば、また可能であれば、建設工事の火災防止計画について審査を行い、消防措置の実施状況を点検し、併せて竣工時の検査に立ち会うこと。

第五十三条

消防監督機構は、確定された都市計画方案に基づいて、都市建設部門、公益部門などが公共の消防施設の建設、改善、維持を実施するよう監督すること。

第五十四条

消防監督機構は、火災の状況を把握するため、火災に関する統計を行い、火災による損失を算定して、関連規定に基づいて一段階ずつ上級に報告していくこと。

人民解放軍の各機関、国有林、鉱山の地下部分の火災に関する統計は、それぞれの主管部門が担当し、年度ごとに公安部に報告すること。

第五十五条

消防監督機構は、所属する人員に対する政治教育、実務訓練の任を受け持ち、ボランティアの消防隊、及び專業の消防隊に対する実務指導を担当し、規則制度の整備を督促し、消防実務訓練を行い、合同演習を組織して、火災防止、消火のレベルを向上させること。

第五十六条

消防監督機構は、出火原因の究明を指揮し、技術鑑定を行う。火災原因が明らかになった後、事故の性質、経過、及びその結果を考慮した上で、法律に基づき、責任者に対し意見を提示する。

第五十七条

公安部及び省、自治区、直轄市の公安庁（局）の消防監督機構は、防火、消火上の必要に応じて、科学研究計画を作成し、消防上の科学技術研究の実施を実際に指揮し、更にその消防上の科学技術研究で得られた成果の鑑定を行うとともに、その普及、応用にあたること。

第五十八条

公安部及び省、自治区、直轄市の公安庁（局）の消防監督機構は、消防器材の生産、修理を申請した企業の生産技術条件に対し、関連規定に照らして監督、検査を行うこと。必要な条件を備えていないものに対しては、期限内に改善するよう命令すること。必要な場合には、生産、営業を停止するよう命令するとともに、関連部門に対し生産許可証あるいは営業許可証を発行しないよう、または発行した許可証を取り消すよう求めること。

第五十九条

消防監督機構は、関連基準に照らして、消防器材、設備等の製品の種類、規格、品質について監督、検査を実施し、基準を満たしていないものが発見された場合には、その出荷あるいは販売を禁止すること。

第六十条

建設を行う団体は、国外の消防器材、設備を輸入する必要がある場合には、事前にその種類、規格、性質などの関係資料をその地域の消防監督機構に提出し、審査を仰ぎ、その同意を得ること。

第六十一条

国レベルの消防関係製品の品質監視検査センターが、消防関連製品の品質認証検査、争議にあたっての仲裁検査、重点的サンプル検査、消防用輸出入製品の検証検査を行う。

第六十二条

各レベルの消防監督機構は、必要に応じて専門的知識を備えた消防監督官を配置すること。消防監督官は、省、自治区所轄の市以上の公安機関によって任命され、消防監督証を

発給される。

第六十三条

消防監督官の主な職責は以下の通りである。

- (一) 管轄地域の団体が、消防上の安全制度を定め、万全の消防組織を作り上げるよう監督する。
- (二) 消防宣伝活動を行なって、潜在的火災原因を取り除き、火災あるいは爆発を起こす危険のある行為をただちに止めさせる。
- (三) 専業の消防隊及びボランティアの消防隊を指導して防火点検を行い、重点部分での消火方案を定めて、定期的に訓練を行う。
- (四) 火災事故の調査、実地調査、鑑定に加わり、意見を示す。

第六章 奨励及び懲罰

第六十四条

消防活動において以下のような優れた点の一つが見られた団体、集団に対しては、これを表彰、奨励する。

- (一) 消防上の安全宣伝教育が行き渡り、消防上の安全措置が実施され、消防上の組織制度が整い、潜在的火災原因が速やかに取り除かれ、消防器材・設備が整い使いやすくなっており、火災事故もなく、活動成績が突出しているもの。
- (二) すみやかに消火活動を行ったり、あるいは、近隣の団体または住民に積極的に協力して消火活動に加わった結果、重大な損失が回避され、顕著な貢献が認められたもの。
- (三) 消防上の科学技術研究及び技術革新を行い、その成績が顕著なもの。
- (四) 都市、農村の消防施設の改善の面で顕著な貢献が認められたもの。
- (五) 消防活動のその他の面で顕著な貢献が認められたもの。

第六十五条

消防活動において以下のような優れた点の一つが見られた個人に対しては、これを表彰、奨励する。

- (一) 消防活動を熱愛し、積極的に消防活動に参加してその成績が顕著な者。
- (二) 模範的に消防法規を順守し、消防法規に違反する行為を制止した者で、その行動が特に目だった者。

- (三) 潜在する重大な火災の危険を発見し、それを取り除くことで、火災の発生を回避した者。
- (四) 積極的に消火にあたり、公共の財産及び人命、私的財産を救い、その行動が目だった者。
- (五) 火災原因の究明において特別な貢献のあった者。
- (六) 消防上の科学技術研究あるいは技術革新において、顕著な成績を修めた者。
- (七) 消防活動のその他の面で顕著な貢献の認められた者。

第六十六条

消防活動において、貢献があった、あるいは成績が顕著であった団体、集団、個人に対しては、公安機関、上級の主管部門、あるいはその団体により表彰、奨励が行われる。成績が特に目だった場合には、その地域の人民政府に表彰、奨励を求める。

第六十七条

『中華人民共和国消防条例』、本実施細則に違反するものに対して、『中華人民共和国治安管理处罰条例』の規定に基づいて処罰が実施されるほか、以下のような行為が行われ、その状況が比較的重大である場合には、その団体、あるいは上級の主管部門によって、行政処分あるいは経済的な処罰が行われる。

- (一) 設計者が、防火設計規則に基づいて設計を行わなかった場合、あるいは、施工者が、防火設計に基づいて施工を行わなかった場合。
- (二) 防火責任者がその職責を履行しなかった場合。
- (三) 当番にある者が勝手にその持ち場を離れ、果たすべき職務を果たせなかった場合。
- (四) 消防器材、設備の生産、販売に際し、規定を守らなかった場合。

第七章 付則

第六十八条

省、自治区、直轄市公安庁（局）、鉄道、交通、民航、林業公安局は、本実施細則に基づいた上で、その地域、その部門の特徴に合わせて、具体的な管理方法を制定し、省、自治区、直轄市人民政府、あるいは國務院の関連主管部門にその施行の許可を求めることができる。

第六十九条

本実施細則は公安部がその解釈を行う。

第七十条

本実施細則は、その公布の日より施行される。

消 防 法 规 汇 编

(一)

北京市消防局

目 录

一、综合类

1. 中华人民共和国消防条例 (1984.5.11)…… (1)
2. 中华人民共和国消防条例实施细则
(1987.2.23) …………… (7)
3. 北京市防火安全责任制暂行规定(1990.9.20)
…………… (20)
4. 北京市人民政府关于扩大《北京市防火安全
责任制暂行规定》适用范围的通知 (京政
发〔1991〕75号1991.12.4) …………… (24)
5. 国务院关于大兴安岭特大森林火灾事故的处
理决定 (1987.6.6) …………… (26)
6. 国务院关于加强安全生产管理的紧急通知
(国发〔1987〕53号1987.6.8) …………… (30)
7. 国务院办公厅关于防止重大火灾事故的紧急
通知 (1987.3.21) …………… (33)

二、处罚及程序类

8. 中华人民共和国治安管理处罚条例
(1986.9.5)…………… (35)
9. 特别重大事故调查程序暂行规定 (国务院
1989.3.29) …………… (48)
附：劳动部《特别重大事故调查程序暂行规

- 定》有关条文解释 (1990.3.20) …… (53)
10. 最高人民法院、劳动人事部关于查处重大
责任事故的几项暂行规定 (1986.3.25) … (56)
11. 司法部、最高人民法院、最高人民检察院、
公安部《人体重伤鉴定标准》(1990.4.2)
…………… (59)
12. 司法部、最高人民法院、最高人民检察院、
公安部《人体轻伤鉴定标准》(试行)(1
990.4.2)……………(74)
13. 公安部《消防监督程序规定》(1991.9.2)…(81)
14. 北京市行政执法和行政执法监督暂行规定。
(1990.10.1) …………… (87)

三、城市规划类

15. 中华人民共和国城市规划法(1989.12.26)…(92)
16. 北京市公安局、首都规委办、市建委等六
单位关于转发《城市消防规划建设管理规
定》的通知(京公消字(1990)449号1990.8.21)…(101)
附：公安部、建设部、国家计委、财政部《
城市消防规划建设管理规定》(1990.1.1)…(103)

四、建筑类

17. 国务院关于工棚或临时宿舍防火和卫生设
施的暂行规定 (1959.5.20) …………… (111)
18. 公安部关于建筑工地防火基本措施(1956

- .5.26)..... (113)
19. 公安部关于工棚防火措施(1960.1.14)··· (120)
20. 北京市易燃建筑防火管理办法(1961.8.16)
..... (124)
21. 高层建筑消防管理规则 (公安部1986.5.
13) (127)
22. 古建筑消防管理规则 (文化部、公安部19
84.2) (134)
23. 北京市建设工程施工现场消防安全管理办
法(1989.7.18) (139)
24. 北京市建设工程防火设计管理暂行规定 (19
90.8.23)..... (144)
25. 北京市古建筑消防管理规定(1983.3.28)···(147)

五、易燃易爆物品类

26. 化学危险物品安全管理条例(国务院1987
.2.17)..... (150)
27. 中华人民共和国民用爆炸物品管理条例(1
984.1.6)..... (158)
28. 液化石油气汽车槽车安全管理规定 (国家
劳动总局1981.2.13)..... (169)
29. 液化气体铁路槽车安全管理规定(化学工
业部1982.3.29) (192)
30. 城市人工煤气安全管理暂行规定 (城乡建
设环境保护部1983.1.1) (214)
31. 化学危险物品经营许可证发放办法 (商业

- 部、国家计委、公安部等六单位（1989.6.6）……………（224）
- 附：北京市人民政府转发市消防局等六单位关于整顿化学危险物品流通秩序实行经营许可证制度的请示的通知（京政发（1989）69号1989.9.13）……………（228）
32. 城市燃气安全管理规定（建设部、劳动部、公安部令第10号1991.5.1）……………（234）
33. 北京市液化石油气安全管理规定（1983.8.18）……………（242）
34. 电气焊割防火安全基本要求（公安部七局）…（248）
- 附：北京市防火安全委员会关于加强电气焊割防火管理的通知……………（249）

六、交通运输类

35. 商业货运汽车行车安全暂行规定（商业部1981年试行）……………（251）
36. 旅客列车防火安全管理试行办法（铁道部1984.4.24）……………（255）
37. 货物列车防火安全管理试行办法（铁道部1984.4.24）……………（258）
38. 北京市机动车和机动车停车场、停车库防火安全管理规定（1991.3.15）……………（263）
39. 北京市公安局通告（1990.6.1）……………（266）
40. 北京市公安局关于加强机动车火星消除器

使用管理的通知(京公消字(1991)423号
1991.9.13)..... (267)

七、工商类

41. 公安部关于工业企业防火基本措施(1959
.5.26)..... (269)
42. 轻工业部关于直属造纸企业防火条例(草
案)(1963.1.24)..... (276)
43. 粮食部、公安部粮油工业企业及粮油机械
制造企业防火规则(1981.5.30)..... (281)
44. 商业基层商店消防安全管理暂行规定(商
业部1982.1)..... (285)
45. 基层供销社消防安全管理暂行规定(商业
部1983.12.31)..... (290)
46. 棉花加工厂消防安全管理暂行规定(商业
部、公安部1985.11.18)..... (293)
47. 化学工业部、劳动部、公安部溶解乙炔生
产安全管理规定(试行)(1988.12)..... (306)
48. 纺织工业部、公安部纺织行业消防安全管
理规定(试行)(1989.4.28)..... (324)
49. 北京市展览展销活动消防安全管理暂行规
定(1986.5.30)..... (333)
50. 北京市宾馆防火安全管理规定(1990.9.17)
..... (336)

八、仓库类

51. 仓库防火安全管理规则(公安部1990.4.10

- (339)
52. 国家物资储备仓库消防工作条例 (国家计委、国家物资储备局1981.4.1) (349)
53. 供销合作社仓库管理若干规定 (全国供销合作总社1980.7) (365)
54. 商业仓库消防安全管理试行条例 (商业部1981.12) (372)
55. 关于纺织原料成品仓库防火安全管理的暂行规定 (纺织工业部1982.4.15) (380)
56. 棉花储备库管理条例 (商业部1982.6) ... (393)
57. 商业仓库管理暂行条例 (节录) (商业部1983.1) (402)
58. 造纸行业原料场消防安全管理规定 (轻工业部、公安部1990.8) (407)
59. 石油库管理制度 (商业部) (418)

九、农林类

60. 森林防火条例 (国务院1988.1.16) (450)
61. 北京市实施《森林防火条例》办法 (1989.10.24) (461)
62. 公安部关于加强农村消防工作建设的若干问题 (试行草案) (1963.10) (468)
63. 乡镇企业防火安全规则 (北京市经委、北京市政府农林办、北京市公安局1985.4.1) ... (477)
64. 北京市郊区社队企业防火安全管理暂行规定 (1983.1) (479)

65. 麦场安全管理规定(试行)(北京市公安局、农业局等1988.5.20)..... (484)

十、科技文化类

66. 博物馆安全保卫工作规定(文化部、公安部1985.1.25)..... (489)
67. 北京市利用文物保护单位拍摄电影、电视管理暂行办法(1986.2.14)..... (496)
68. 北京市影剧院、礼堂防火安全管理规定(1986.6.30)..... (500)
69. 北京市电影、电视、广播节目摄制场所消防安全管理规定(1989.4.1)..... (504)
70. 北京市体育馆(场)防火安全管理规定(1990.7.19)..... (507)

十一、消防产品

71. 消防产品质量监督检验暂行管理办法(公安部、国家标准局1983.3.2)..... (511)
72. 北京市《消防产品质量监督检验暂行管理办法》实施细则(1986.3.27)..... (514)
73. 公安部、国家标准局、城乡建设环境保护部关于加强对消防电子产品质量监督检验工作的通知(〔86〕公发39号1986.11.25).... (518)

十二、灭火队伍类

74. 公安消防队执勤条令(公安部1980.4.10)....(521)

75. 公安消防队灭火战斗条令(公安部1980.4.10)
..... (528)
76. 公安消防队灭火战斗成败的评定标准(公安
部1985.5.27)..... (539)
77. 公安消防队做好消防重点保卫单位灭火准
备的规定(公安部)..... (543)
78. 企业事业单位专职消防队组织条例(国家
经委、公安部、劳动人事部、财政部1987.
1.19) (548)
79. 火灾统计管理规定(公安部、劳动部、国
家统计局1989.11.27)..... (554)
80. 北京市城市公用供水设施管理暂行规定
(1987.10.27)..... (561)
81. 关于解决消防队到农村救火用水难问题的
报告(北京市公安局1985.5.11)..... (565)
82. 公安部、国家城市建设总局转发辽宁省公安
局、城建局《关于城镇公用消火栓建设和维
修管理的通知》(〔 80 〕公发(消)182号
1980.9.23) (568)
83. 北京市消火栓维护管理规定(1981.6.20)··· (572)
84. 中国人民保险公司北京市分公司、北京市
公安局关于对参加保险的企事业单位火灾
定损工作的联合通知(京保发〔 1988 〕20
号1988.3.21) (574)

十三、其他类

85. 公安部七局关于重申特大火灾发生后24小时内电话报告的规定通知((85)公七发字第222号1985.11.12) …… (576)
86. 北京市劳动保护监察条例(1987.6.25)… (578)
87. 公安部《机关、团体、企业事业单位保卫组织工作细则》(试行)(1985.3.23)… (584)
88. 关于加强要害部门、要害部位保卫工作的若干规定(1985.10.30) …… (592)
89. 关于加强机关、团体、企事业单位治安防范工作的若干规定(试行)(1985.11.6)… (595)
90. 北京市人民政府关于企业治安保卫责任制的暂行规定(1987.10.16) …… (599)
91. 北京市人民政府关于企业建立护厂队的试行办法(1987.10.1)…… (602)
92. 北京市夜市消防安全管理规定(1988.11.9) …… (605)
93. 北京市供电局关于在用电设备上安装漏电保护装置的要求细则((86)京供局字第62号86.8) …… (607)
94. 北京市消防局关于加强对厨房、烟囱、排油烟管道防火安全管理的通知[消办字(1989)第20号1989.3.27]…… (610)
95. 北京市消防局关于加强灌充、使用氢气球消防安全管理的通知(1990.8.22)…… (612)

中华人民共和国消防条例

1984年5月11日第六届全国人民
代表大会常务委员会第五次会议批准
(1984年5月13日国务院公布)

第一章 总 则

第一条 为了加强消防工作，保卫社会主义现代化建设，保护公共财产和公民生命财产的安全，特制定本条例。

第二条 消防工作，实行“预防为主，防消结合”的方针。

第三条 消防工作由公安机关实施监督。

人民解放军各单位、国有森林、矿井地下部分的消防工作，由其主管部门实施监督，公安机关协助。

第二章 火灾预防

第四条 城市规划建设部门，在新建、扩建和改建城市的时候，必须同时规划和建设消防站、消防供水、消防通讯和消防通道等公共消防设施。原有市区的公共消防设施不足或者不适合实际需要的，应当进行技术改造或者改建、增建。

第五条 新建、扩建和改建工程的设计和施工，必须执行国务院有关主管部门关于建筑设计防火规范的规定。

第六条 农村房屋建筑的设计和施工，必须执行国务院有关主管部门关于农村建筑设计防火规范的规定。

第七条 在森林、草原防火期间，禁止在林区、草原野外用火，因特殊情况需要用火的时候，必须经县级人民政府或者县级人民政府授权的机关批准，并按照有关规定采取严密的防范措施。

第八条 新建的生产、储存和装卸易燃易爆化学物品的工厂、仓库和专用车站、码头，必须设在安全地点，并报经所在的市、县人民政府审批。对原有的严重影响消防安全的单位，其主管部门应当采取措施，加以解决。

第九条 生产、使用、储存、运输易燃易爆化学物品的单位，必须执行国务院有关主管部门关于易燃易爆化学物品的安全管理规定。不了解易燃易爆化学物品性能和安全操作方法的人员，不得从事操作和保管工作。

第十条 交通运输、渔业、海洋资源调查、勘探等主管部门，应当根据飞机、船舶和车辆的特点，规定消防安全管理措施，并教育职工和乘客严格遵守。

第十一条 人员集中的公共场所，必须保持安全出口、疏散通道的畅通无阻，建立并严格执行用火用电与易燃易爆物品的管理制度，加强检查和值班巡逻，确保安全。

第十二条 生产易燃易爆化学物品的单位，对产品应当附有燃点、闪点、爆炸极限等数据的说明书，并且注明防火防爆注意事项。

第十三条 企业事业单位采用的新材料、新设备、新工艺，必须研究其火灾危险性的特点，并采取相应的消防安全措施。

第十四条 机关、企业事业单位实行防火责任制度。

城市的居民委员会和农村的村民委员会，有责任动员和

组织居民做好防火工作。

第十五条 机关、企业事业单位应当根据灭火的需要，配置相应种类、数量的消防器材、设备和设施。

第三章 消防组织

第十六条 企业事业单位根据需要设立群众义务消防队或者义务消防员，负责防火和灭火工作。所需经费由本单位开支。

第十七条 火灾危险性较大、距离当地公安消防队(站)较远的大、中型企业或者较大的事业单位，根据需要建立专职消防队，负责本单位的消防工作。所需经费由本单位开支。

第十八条 新建的城市和扩建、改建的市区，应当按照接到报警后消防车能在五分钟内到达责任区边沿的原则设立公安消防队(站)；消防队(站)的设置不符合上述规定的原有城市，应当逐步增设。镇和工矿区根据需要设立公安消防队(站)。现有消防队(站)的消防器材、设备和设施不足的，应当逐步配置。

第四章 火灾扑救

第十九条 任何单位和个人在发现火警的时候，都应当迅速准确的报警，并积极参加扑救。

起火单位必须及时组织力量，扑救火灾。邻近单位应当积极支援。

消防队接到报警后，必须迅速赶赴火场，进行扑救。

第二十条 火场的扑救工作，由消防监督机构统一组织

和指挥。火场总指挥员有权根据需要调动企业事业单位的消防队协同灭火。

第二十一条 火场总指挥员在火灾蔓延，必须进行拆除才能避免重大损失的时候，有权决定拆除毗连火场的建筑物和构筑物；在紧急情况下，有权调用交通运输、供水、供电、电讯和医疗救护、环境卫生等部门的力量。

第二十二条 消防车、消防艇赶赴火场的时候，其他车辆、船舶和人员必须避让；必要时可以使用一般不准通行的道路、空地和水域。交通管理的指挥人员应当保证消防车、消防艇迅速通行。

第二十三条 消防车、消防艇以及其它消防器材、设备和设施，除抢险救灾外，不得用于与消防工作无关的方面。

第二十四条 在扑救火灾中受伤、致残或者牺牲的非国家职工，由起火单位按照国务院有关主管部门的规定给予医疗、抚恤；起火单位对起火没有责任的，或者确实无力负担的，以及火灾由住户引起的，由当地人民政府给予医疗、抚恤。

第五章 消防监督

第二十五条 县级以上公安机关设立消防监督机构，负责消防监督工作。

第二十六条 各级消防监督机构有下列职权：

（一）依照本条例和政府有关规定，对各部门、各单位和居民住宅的消防工作进行监督检查；

（二）进行消防宣传教育，监督有关单位消除火灾隐患；

(三) 审查各部门、各单位制订的有关消防安全的办法和技术标准；

(四) 监督检查建设项目在设计和施工中执行有关建筑设计防火规范规定的情况，参加竣工验收；

(五) 监督检查城市建设中的公共消防设施的规划建设，督促城市建设和城市管理部门维护、改善城市公共消防设施；

(六) 掌握火灾情况，进行火灾统计；

(七) 管理消防队伍，训练消防干警；

(八) 统一组织和指挥火灾的扑救工作；

(九) 组织调查火灾原因；

(十) 领导消防科学技术研究工作，鉴定和推广消防科学技术研究成果；

(十一) 对消防器材、设备的生产，在规格、质量方面实行监督。

第二十七条 各级消防监督机构发现火险隐患，应当及时通知有关单位或者个人采取措施，限期消除隐患。

第二十八条 各级消防监督机构，应当配备具有消防专业知识的消防监督员。消防监督员应当对分管地区内的单位和居民住宅的消防工作实行监督检查。

第六章 奖励与惩罚

第二十九条 对在消防工作中有贡献或者成绩显著的单位和个人，由公安机关、上级主管部门或者本单位给予表彰、奖励。

第三十条 违反本条例规定，经消防监督机构通知采取

改正措施而拒绝执行、情节严重的，对有关责任人员由公安机关依照治安管理处罚条例给予处罚，或者由其主管机关给予行政处分。

违反本条例规定，造成火灾的，对有关责任人员依法追究刑事责任；情节较轻的，由公安机关依照治安管理处罚条例给予处罚，或者由其主管机关给予行政处分。

第七章 附 则

第三十一条 公安部根据本条例制定实施细则，报国务院批准后施行。

第三十二条 本条例自1984年10月1日起施行。1957年11月29日全国人民代表大会常务委员会会议批准的《消防监督条例》同时废止。

中华人民共和国消防条例实施细则

(1987年2月23日国务院批准
1987年3月16日公安部发布施行)

第一章 总 则

第一条 根据《中华人民共和国消防条例》第三十一条的规定，制定本实施细则。

第二条 消防工作实行“预防为主、防消结合”的方针。每个单位和个人都必须遵守消防法规，做好消防工作。

第三条 各级公安机关必须依照《中华人民共和国消防条例》和本实施细则，实施消防监督。除人民解放军各单位、国有森林和矿井地下部分的消防工作，由其主管部门实施消防监督，公安机关予以协助外，其余所有单位的消防工作都应当接受当地公安机关的监督。

第二章 火灾预防

第四条 城市规划建设部门，在规划新建、扩建和改建城市的时候，必须依照有关消防法规，会同消防监督机构制定消防站、消防供水、消防通讯和消防通道等公共消防设施的规划和具体建设方案，并将其纳入城市建设总体规划。

市级人民政府审查城市详细规划时，应当吸收消防监督机构参加。

第五条 城市总体规划审定批准后，公共消防设施由城建、公用、邮电等部门分别负责建设和维护，当地消防监督机构负责验收、使用。

第六条 市区公共消防设施不足或者不适应实际需要的，公安机关应当及时提请地方人民政府责成城建、公用、邮电等有关部门作出技术改造或者改建、增建规划，加以解决。

第七条 设计人员在工程设计中，必须贯彻有关消防技术规范的要求。设计单位和人员应当对工程的防火设计负责。其主管部门负责审核，对不符合消防技术规范的工程设计，不予批准。

第八条 建设单位应当对新建、改建、扩建工程有关防火的设计图纸和资料负责审核。

第九条 中外合资、合作经营和外资独立经营的企业或从国外引进项目的工程设计，其防火要求必须符合我国消防技术规范的规定。依据国外或者港澳地区消防技术规范进行的工程设计，必须将防火设计图纸并附上消防技术规范等有关资料，送当地设计部门审核。

第十条 施工单位必须按照批准的防火设计图纸施工，不得擅自改动，并负责施工现场的消防工作。

第十一条 工程竣工时，建设单位应当对工程的消防设施进行验收。对不符合防火设计要求的，待施工单位负责解决后，方可接收使用。

第十二条 在城区不准搭建易燃简易建筑。如果临时需要搭建的，必须事先报经当地城市建设部门审批，并应当在规定的限期内拆除。

第十三条 乡镇人民政府在规划乡镇建设时，应当同时规划消防水源、消防通讯和消防通道。乡、村的生产、民用建筑的设计和施工，应当符合有关农村消防技术规范的要求。

第十四条 生产建筑构件、配件或新型建筑材料、防火涂料的单位，必须按照国家标准对产品进行燃烧性能或耐火极限等数据的测定，并将各种测定的性能、数据写在产品说明书上，否则不准出厂。

第十五条 生产易燃易爆化学物品的单位，必须按照国家标准或专业标准的规定，对产品进行闪点、燃点、自燃点、爆炸极限等数据的测定，并将其数据和防火、防爆、灭火、安全储运等注意事项写在产品说明书上，否则不准出厂。

第十六条 研制易燃的新材料、新产品和有火灾危险的新设备、新工艺的单位，必须对研制的每一项目提出预防火灾的具体办法，经上级主管部门鉴定批准后，方可交付生产。

第十七条 采用有火灾危险性的新设备、新工艺和可燃易燃新材料的单位，必须按照研制部门提供的预防火灾的具体办法，采取消防安全措施。

第十八条 具有火灾危险的场所禁止动用明火。确需动用明火时，必须事先向主管部门办理审批手续，并采取严密的消防措施，切实保证安全。

第十九条 机关、企业事业单位实行防火责任制度，确定一名行政领导人为防火负责人，全面负责本单位的消防工作，其主要职责是：

(一) 贯彻执行《中华人民共和国消防条例》、本实施

细则和其他有关消防法规；

（二）组织实施逐级防火责任制和岗位防火责任制；

（三）建立健全防火制度和安全操作规程；

（四）把消防工作列入工作、生产、施工、运输、经营管理的内容；

（五）对职工进行消防知识教育；

（六）组织防火检查，消除火险隐患，改善消防安全条件，完善消防设施；

（七）领导专职或者义务消防组织；

（八）组织制定灭火方案，带领职工扑救火灾，保护火灾现场；

（九）追查处理火警事故，协助调查火灾原因。

第二十条 乡镇人民政府和城市街道办事处负责做好管辖区内的消防工作，其主要职责是：

（一）贯彻执行《中华人民共和国消防条例》、本实施细则和其他有关消防法规；

（二）督促街道、乡镇企业和专业户、个体工商户、经济联合体做好消防工作，指导居民委员会或者村民委员会开展群众性的消防工作；

（三）进行消防宣传，组织群众制定防火公约；

（四）组织防火检查，督促消除火险隐患；

（五）管理专职或者义务消防组织；

（六）组织火灾扑救，保护火灾现场，协助调查火灾原因。

第二十一条 礼堂、影剧院、俱乐部、文化宫、游乐场、体育馆、图书馆、展览馆等人员集中的公共场所，必须

做到：

- (一) 不准超过额定人数；
- (二) 安全出口处应当设置明显的标志，疏散通道必须保持畅通，严禁堆放任何物品或者增加座位；
- (三) 安装、使用电气设备必须符合防火规定。临时增加电气设备，必须采取相应措施，保证安全；
- (四) 严格控制明火、焰火、鞭炮的使用与燃放。确实需要使用与燃放时，必须采取保证安全的预防措施；
- (五) 严禁存放易燃易爆化学物品；
- (六) 制定应急疏散方案；
- (七) 管理人员应当坚守岗位，加强值班和检查，确保安全。

第二十二条 使用高层建筑的宾馆、饭店、医院以及其它单位，必须建立健全消防组织，制定防火安全管理办法，指定专人维护、管理消防器材、设备和设施，保证完整好用；对管理人员和服务人员进行防火知识教育和灭火技术训练，提高自防自救的能力。

第二十三条 城区人民防空地下工程和其他地下工程，平时不得用于生产、存放和销售易燃易爆化学物品。

利用人民防空地下工程和其它地下工程开设旅馆、招待所、商店和其他公共活动场所时，必须符合地下工程的消防规定。

第二十四条 举办物资交流、展销、集市贸易和焰火、灯火晚会的单位，在地点选择、亭棚搭设、电气线路架设、明火使用以及消防设施的配置等方面，应当符合消防规定。

第二十五条 对古建筑、古文化遗址、古墓葬以及其他

由国家指定保护的纪念建筑物，主管部门应当按照消防法规，做好消防工作。

第二十六条 在农业收获期和冬、春季节以及重大节日，地方人民政府应当督促有关部门，组织专门力量，开展消防宣传教育和安全检查，做好消防工作。

第二十七条 各单位或其主管部门对电工、焊工、油漆工和从事操作、保管易燃易爆化学物品等有关人员，必须进行消防知识的专业培训，经有关主管部门考试合格后，方可定岗位从事操作、管理。

第二十八条 机关、企业事业单位和个体工商业户应当根据防火、灭火的需要，配置相应种类、数量的消防器材、设备和设施，并指定有关人员负责保养、维修和管理。

第二十九条 任何单位和个人都有责任维护消防设施。不准损坏和擅自挪用消防设备、器材，不准埋压和圈占消防水源，不准占用防火间距、堵塞消防通道。

公用和城建等部门，在维修道路影响消防车通行以及停电、停水、切断通讯线路时，必须事先通知当地消防监督机构。

第三章 消防组织

第三十条 企业事业单位、城镇街道、林区居民点和易燃建筑密集的村寨，应当建立义务消防队（组）。

第三十一条 义务消防队（组）应当定期进行教育训练，熟练掌握防火、灭火知识和消防器材的使用方法，做到能防火检查和扑救火灾。义务消防队（组）所需的经费和队员的补贴，分别由各所在单位负责解决。

第三十二条 火灾危险性较大、距离当地公安消防队（站）较远的中型以上企业事业单位，乡镇企业集中、易燃建筑密集的乡或镇，列为国家重点文物保护的古建筑群，以及起降大中型民航飞机的航站，应当根据需要设立专职消防队。专职消防队可由一个单位建立，也可以由几个单位联合建立。

第三十三条 专职消防队应当建立教育训练和执勤备战制度，负责本单位、本地区的防火和灭火工作。

第三十四条 专职消防队所需经费由所在单位开支。专职消防人员实行本单位工资和奖金制度，享受本单位生产职工同等保险福利待遇。专职消防队队员可实行合同制或轮换制。

第三十五条 专职消防队的建立或者撤销，专职消防队干部的配备和调离，应当征求当地消防监督机构的意见。

第三十六条 公安消防队（站）的布局、建筑和技术装备必须符合有关规定。不符合规定的，由当地公安机关提请人民政府责成城建、财政等有关部门作出规划，加以解决。

第四章 火灾扑救

第三十七条 任何人发现火警都有义务迅速向消防队报警，讲清起火地点、单位。任何单位或者个人必须给报警人员提供方便，不收费。

邮电部门应当优先传递火警、火灾信息，不得延误。

第三十八条 起火单位或者地区要迅速组织力量，扑救火灾，抢救生命和物资，并派人接应消防车。任何单位和个人，都有义务支援灭火。

第三十九条 消防队接到报警后，必须迅速赶赴火场，组组扑救。

赶赴火场的消防队及其消防车、消防器材和装备，需要铁路运输和轮渡时，铁路和航运部门应当优先免费抢运。

第四十条 参加扑救火灾的单位和个人，都必须服从火场总指挥员的统一指挥。交通、港务监督、航行管制和治安管理人员应当负责维护秩序，疏散车辆、船舶、飞机、行人，必要时可实行交通管制。

第四十一条 当火灾蔓延，必须拆除毗邻建（构）筑物才能避免重大损失的时候，火场总指挥员有权决定拆除，并可命令人员转移到安全地点。

第四十二条 火车站、列车或者沿线的铁路单位发生火灾时，铁路部门必须组织力量扑救火灾，调派机车供水灭火。必要时可向就近的消防队请求支援，被求援的消防队应当支援。

第四十三条 船舶、水上设施和海上石油钻井平台发生火灾时，海上安全指挥部必须组织力量扑救火灾，必要时迅速调派船、艇或者飞机参加灭火。

第四十四条 参加保险的企业事业单位和居民住宅发生火灾时，应当积极扑救，减少损失。对参加扑救火灾的外单位的专职、义务消防队所损耗的燃料、灭火剂和器材装备，以及对火灾原因进行技术鉴定的费用，应当按照有关规定，从保险公司偿付的施救费中予以补偿。未参加保险的，由起火单位负责补偿。

第四十五条 执行灭火任务的各种消防车、消防艇免交养路、过桥、过隧道、泊岸等费用。

第四十六条 参加扑救火灾或者消防训练中受伤、致残或者牺牲的非国家职工，其医疗、抚恤待遇，由起火单位或者所在单位按照国家有关规定办理，如果起火单位对起火没有责任的，或者确实无力负担的，由当地人民政府按照规定办理；在养伤期间或者丧失劳动能力的，由起火单位或者当地人民政府给予生活保障。

对扑救火灾中牺牲的人员，根据《革命烈士褒扬条例》的规定，应当追认为烈士的，由有关部门办理手续。

第五章 消防监督

第四十七条 公安部，省、自治区、直辖市公安厅(局)，市、县公安局和分局设立的消防监督机构，分级负责消防监督工作。

铁路、交通、民航和林业公安机关设立的消防监督机构，分别负责铁路站区和铁路线的勘测设计、基建施工单位及列车，在我国沿海、内河水域航行、停泊、作业的一切中外民用船舶和港口码头，飞机和机场以及林区的消防监督工作，业务上受当地政府公安消防监督机构的指导。

第四十八条 消防监督机构在组织防火检查时，有关单位应当派人参加。被检查单位应当主动提供情况和资料。消防监督员对检查中发现的问题，提出的改进意见，都应当作出详细记录，存档备查。

第四十九条 消防监督机构检查中发现的重大火险隐患，应当及时向被检查单位或者居民以及上级主管部门发出《火险隐患整改通知书》，必要时可传唤有关人员，督促整改。被检查单位的防火负责人，应当把火险隐患的整改情

况，及时告知消防监督机构。《火险隐患整改通知书》的副本可根据需要送当地人民检察院、人民法院等部门。被检查单位或居民有不同意见时，在接到《火险隐患整改通知书》之日起十日内，可提请上一级消防监督机构复查。

第五十条 消防监督机构发现随时有可能发生火灾危险的，有权责令有关单位和人员立即整改，在紧急情况下，有权责令其将危险部位停产、停业整改。

第五十一条 消防监督机构应当督促各部门、各单位制定消防安全办法和技术标准，并负责审查、监督实行。

第五十二条 消防监督机构应当监督建设、设计、施工单位执行工程设计防火的有关规定，根据需要对建设工程的防火设计进行审核，检查消防措施的落实情况，并参加工程的竣工验收。

第五十三条 消防监督机构应当按照确定的城市规划方案，督促城建、公用等部门建设、改善和维护公共消防设施。

第五十四条 消防监督机构要掌握火灾情况，进行火灾统计，核定火灾损失，按照有关规定逐级上报。

人民解放军各单位、国有森林、矿井地下部分的火灾统计，由各主管部门负责，按年度报送公安部。

第五十五条 消防监督机构应当组织所属队伍的政治教育和业务训练；负责对义务消防队和专职消防队的业务指导，督促健全规章制度，开展消防业务训练，组织联合演练，提高防火、灭火水平。

第五十六条 消防监督机构应当组织查明起火原因，作出技术鉴定。火灾原因查明后，应当根据事故的性质、情节

和后果，依法对有关责任者提出处理意见。

第五十七条 公安部和省、自治区、直辖市公安厅(局)消防监督机构应当根据防火、灭火的需要，制定科研规划，具体组织开展消防科学技术研究；鉴定和推广应用消防科学技术研究成果。

第五十八条 公安部和省、自治区、直辖市公安厅(局)消防监督机构对申请生产、维修消防器材的企业生产技术条件，应当依照有关规定进行监督检查。对不具备条件的，应当责令限期改进，必要时责令停产、停业，并提请有关部门不发、吊销生产许可证或者营业执照。

第五十九条 消防监督机构应当按照有关标准对消防器材、设备等产品的品种、规格、质量进行监督检查，发现不符合标准的，不准出厂或者销售。

第六十条 建设单位需要引进国外的消防器材、设备时，必须事先将其品种、规格、性能等有关资料送交当地消防监督机构审核同意。

第六十一条 国家级消防产品质量监督检验测试中心，负责消防产品质量认证检验、争议仲裁检验、重点抽检和进出口消防产品的验证检验。

第六十二条 各级消防监督机构应当根据需要配备具有专业知识的消防监督员。消防监督员由省、自治区所辖的市以上公安机关任命，并发给消防监督证。

第六十三条 消防监督员的主要职责：

(一) 对分管地区的单位，督促制定消防安全制度，建立健全消防组织；

(二) 进行消防宣传，督促消除火险隐患，及时制止有

可能引起火灾或爆炸危险的行为；

（三）指导专职消防队和义务消防队，开展防火检查，制定重点部位的灭火方案，并定期演练；

（四）参加火灾事故的调查、勘查和鉴定，提出处理意见。

第六章 奖励与惩罚

第六十四条 在消防工作中有下列先进事迹之一的单位、集体，应当给予表彰、奖励：

（一）消防安全宣传教育普及，消防安全措施落实，消防组织制度健全，火险隐患及时消除，消防器材设备完整好用，无火灾事故，工作成绩突出的；

（二）及时组织扑灭火灾或者积极支援邻近单位和居民扑救火灾，避免重大损失，有显著贡献的；

（三）开展消防科学技术研究和技术革新，成绩显著的；

（四）在改善城乡消防设施方面有显著贡献的；

（五）在消防工作的其他方面做出显著贡献的。

第六十五条 在消防工作中有下列先进事迹之一的个人，应当给予表彰、奖励：

（一）热爱消防工作，积极参加消防活动，成绩显著的；

（二）模范遵守消防法规，制止违反消防法规的行为，事迹突出的；

（三）及时发现和消除重大火险隐患，避免火灾发生的；

（四）积极扑救火灾，抢救公共财产和人民生命财产，

表现突出的；

(五)对查明火灾原因有突出贡献的；

(六)对消防科学技术研究或者技术革新有显著成绩的；

(七)在消防工作其他方面做出显著贡献的。

第六十六条 在消防工作中有贡献或者成绩显著的先进单位、集体和个人，由公安机关、上级主管部门或本单位给予表彰、奖励；成绩特别突出的，报请当地人民政府给予表彰、奖励。

第六十七条 违反《中华人民共和国消防条例》、本实施细则，除按照《中华人民共和国治安管理处罚条例》规定，予以处罚外，有下列行为之一、情节较重的，由本单位或者上级主管部门给予行政处分或者经济处罚：

(一)设计人员没有按照防火设计规范进行设计，或者施工人员不按照防火设计进行施工的；

(二)防火负责人不履行职责的；

(三)值班人员擅离职守或失职的；

(四)不按规定生产、销售消防器材、设备的。

第七章 附 则

第六十八条 省、自治区、直辖市公安厅（局），铁路、交通、民航、林业公安局，可以根据本实施细则，结合本地区、本部门特点，制定具体管理办法，报请省、自治区、直辖市人民政府或国务院有关主管部门批准施行。

第六十九条 本实施细则由公安部负责解释。

第七十条 本实施细则自发布之日起施行。

